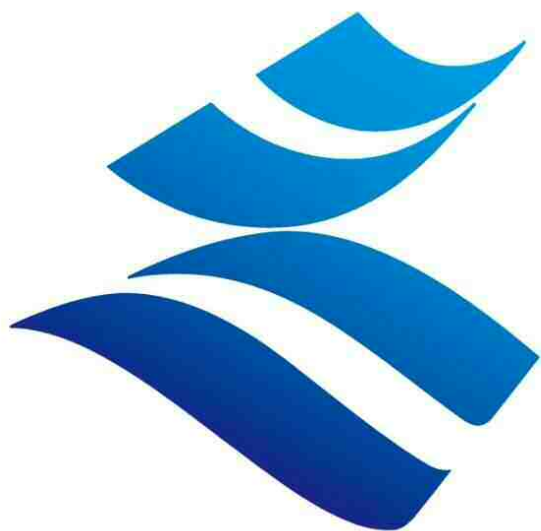


鹿児島県
高病原性鳥インフルエンザ等
防疫対策マニュアル



令和3年3月

鹿児島県農政部畜産課

内容

はじめに.....	1
第1 防疫措置の基本方針	2
第2 防疫措置の概要	3
1 発生段階別の対応	3
2 高病原性鳥インフルエンザ等防疫措置フロー	5
3 防疫体制の概要	6
4 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための県の役割	9
5 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための市町村の役割	12
6 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための農業団体等の役割	13
7 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための家きん飼養者の役割	14
第3 発生予察のための監視	15
1 定点モニタリング：防疫指針第3の1に基づく検査	15
2 強化モニタリング：防疫指針第3の2に基づく検査	15
3 県独自モニタリング	15
4 モニタリング結果の報告	15
5 野鳥等の家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合における防疫措置（法第10条）	16
第4 異常家きんの届出から病性鑑定までの措置	17
1 異常家きんの早期発見	17
2 通報（届出）	18
3 通報を受けた家畜保健衛生所等の措置	19
4 農場への立入検査（簡易検査の方法）	20
5 簡易検査が陽性の場合	21
6 病性鑑定	22
7 緊急防疫作業	23
8 モニタリングで発見された場合	24
9 食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う届出を受けた場合	25
第5 病性等の判定	26
1 病性の判定方法	26
2 患畜及び疑似患畜	27
3 農場監視プログラムの対象家きん	29
第6 病性等判定時の措置	30
1 関係者への連絡	30
2 対策本部の開催及び関係機関等の連携	30

3	報道機関への公表等	30
4	防疫措置に必要な人員の確保	31
第7	発生農場等での防疫作業	32
1	簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業	32
2	発生農場での防疫作業概要図	37
3	発生農場における殺処分開始までの防疫措置	38
4	発生農場での防疫措置に関する事項	40
5	防疫措置従事者の行程等	43
6	集合基地での作業（防疫作業開始前）	44
7	仮設基地での作業（防疫作業開始前）	48
8	発生農場での作業	51
9	埋却場所での作業	58
10	仮設基地内での作業（防疫作業終了後）	64
11	集合基地内での作業（防疫作業終了後）	66
12	発生農場における家きん及び汚染物品の評価	68
13	防疫作業の一例（採卵鶏7万羽）	70
14	食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について	81
第8	通行の制限又は遮断（法第15条）	87
1	通行の制限又は遮断	87
第9	移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	88
1	移動制限区域及び搬出制限区域の設定等	88
2	制限区域内農家等への周知	92
3	制限区域の変更	94
4	制限区域の解除	94
5	制限の対象	95
6	制限の対象外	96
7	移動制限の対象外に関する協議書等	106
第10	家きん集合施設の開催等の制限（法第33条、第34条）	107
1	移動制限区域内の制限	107
2	搬出制限区域内の制限	107
3	汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限	107
4	家きん集合施設等の再開	108
第11	消毒ポイントの設置（法第28条の2等）	112
1	消毒ポイントの概要	112
2	消毒ポイントの選定	114
3	消毒ポイントの設置・運営	116
5	消毒ポイントの作業	117
第12	ウイルスの浸潤状況の確認	120

1	ウイルスの浸潤状況の確認	120
2	制限区域内における検査	122
3	疫学調査又は制限区域内の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応	124
4	検査員の遵守事項	124
第 13	ワクチン等	125
1	消毒の実施（法第 9 条又は 30 条）	125
2	ワクチン（法第 31 条）	127
3	ワクチンに関する事項	127
第 14	家きんの再導入	128
1	再導入のための検査	128
2	発生農場の経営再開	129
第 15	農場監視プログラム	130
1	農場監視プログラムの適用	130
2	農場監視プログラムの詳細	130
3	農場監視プログラムの終了	132
4	疫学調査	132
第 16	発生の原因究明	133
1	チーム編制	133
2	業務内容	133
第 17	その他	135
1	終息宣言	135
第 18	防疫作業における注意事項（防護服着脱マニュアル）	136
1	発生農場からのウイルス散逸防止	136
2	防疫作業の留意事項	145
3	健康管理・感染予防対策	145
第 19	県民の不安解消及び風評被害対策	148
1	情報提供	148
2	相談窓口の設置	148
3	消費者及び鶏卵、鶏肉取引業者等への対応	148
4	イベント等の開催	148
5	メンタルヘルス対策	149
6	公共施設等における消毒マット等の設置	149
第 20	離島における対応	150
1	管轄	150
2	通報（届出）	151
3	組織体制（現地対策本部）	151

4	動員体制	152
5	農場への立入検査(簡易検査の方法)	154
6	簡易検査陽性時の関係機関への連絡体制.....	154
7	病性鑑定材料の送付	155
8	病性鑑定材料送付後の農場での作業.....	157
9	防疫資材, 機材の準備.....	157
10	制限区域の制定	158
11	消毒ポイント予定地の選定及び人員確保.....	159
12	病性決定時の連絡体制.....	160

はじめに

- 1 インフルエンザウイルスにはA型、B型、C型の3タイプがあり、鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法では、次の3つに区分されている。
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ (Highly Pathogenic Avian Influenza ; HPAI)
国際獣疫事務局 (O I E) が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 (以下、「家きん」という。) の疾病
 - (2) 低病原性鳥インフルエンザ (Low Pathogenic Avian Influenza ; LPAI)
H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス (高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。) の感染による家きんの疾病
 - (3) 鳥インフルエンザ (届出)
高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関 (F A O) などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、①養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、②国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かし、③国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。
- 3 一方、低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されていることから、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

第1 防疫措置の基本方針

- 1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、特に区別しない限り、両疾病を含めて「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の防疫措置の基本は、第1に各農場等への本病ウイルスの侵入を防止すること（「発生の予防」）、第2に本病を否定できない異常家きん等の早期発見と早期通報をすること（「早期発見及び早期通報」）、第3に発生した際の迅速かつ的確な初動防疫措置及びまん延防止措置の実施によりウイルス拡散防止を図ること（「迅速かつ的確な初動防疫」）である。
- 2 これら一連の防疫措置を確実に実施できるよう、平常時から、県、市町村及び関係団体並びに家きん飼養者等は緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築しておく必要がある。このため本マニュアルでは、県内各者の役割と取り組むべき事項を明確に定めることとする。
- 3 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫措置については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年5月31日法律第166号。以下、「法」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日付農林水産大臣公表。以下、「国の指針」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について」（平成27年9月9日付27消安第3069号農林水産省消費・安全局長通知）、「家畜伝染病予防法第13条の2の第1項の規定による届出に係る留意事項について」（平成23年10月1日付23消安第3309号農林農林水産省消費・安全局長通知）、「家畜伝染病予防法施行細則」（昭和26年8月25日鹿児島県規則第83号）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施するものとする。

第2 防疫措置の概要

1 発生段階別の対応

(1) レベル1 近隣諸国での発生時

- ア 海外での発生状況を把握し、近隣諸国等の発生状況に注意する。
- イ 渡り鳥の情報を常に把握し、飛来に合わせて、農場の侵入防止対策（チェックリストによる点検等）を強化させる。
- ウ 国内発生時に速やかに防疫措置が行えるような体制作り（防疫演習の実施、防疫措置従事者のリスト作成、備蓄器材の点検等）を行う。

(2) レベル2 国内での発生時（本県及び隣接県以外）

国内へのウイルスの侵入が確認されており、野鳥等が感染源となる可能性もあるため、それらの侵入防止対策など飼養衛生管理基準の再チェックを行い、防疫体制を強化する。

(3) レベル3 隣接県での発生時

- ア 必要に応じて消毒ポイントの設置等を行い、隣接県からの侵入を防止する。
- イ 野鳥及びねずみ等の野生動物の侵入防止対策（防鳥ネットの点検、殺そ剤の散布等）を実施する。

(4) レベル4 本県での発生

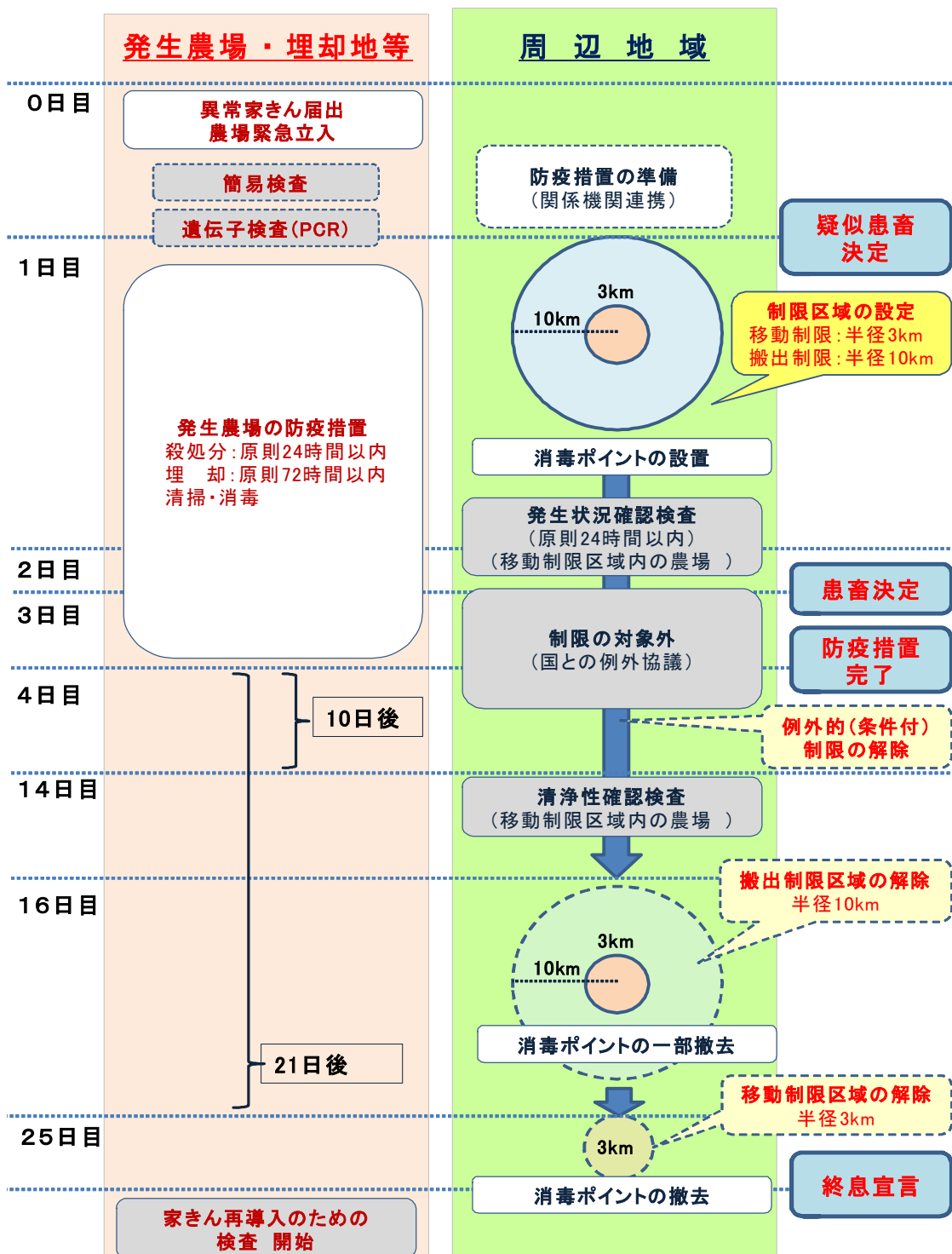
本マニュアル等に対応し、速やかに殺処分・埋却等の防疫措置を行い、高病原性鳥インフルエンザ等の拡大を防ぐ。

※ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生時もこれに準ずる。

発生段階別の対応

対応	レベル				実施機関					
	1	2	3	4	県畜産課	家保	振興局・支庁	市町村	農協・団体等	獣医師等
近隣諸国での発生	国内での発生	隣接県での発生	本県での発生							
ア 監視体制の強化										
(ア) 農家等に対する飼養衛生管理の指導	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△
(イ) 速やかな情報収集・提供	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△
(ウ) 異常家きんの早期通報の指導	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	△	△
(エ) 県民への情報提供	○	◎	◎	◎	◎					
(オ) 発生予察のための監視	◎	◎	◎	◎	○	◎				
イ 防疫体制の強化										
(ア) 発生に備えた防疫資材の確認・確保	◎	◎	◎	◎		◎		○		
(イ) 発生時の人員確保	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△
(ウ) 農場や埋却地等の情報の把握	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	
(エ) 分離ウイルス輸送手段の整備	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
(オ) 発生を想定した防疫演習の実施	◎	◎			◎	◎	◎	△	△	△
(カ) 対策本部の設置			○	◎	◎	◎	◎	△	△	△
(キ) 移動・搬出制限区域における消毒ポイント設置			○	◎	◎	◎	◎	○	△	△
(ク) 移動・搬出制限区域内の異常家きんの確認			○	◎	◎	◎		◎	△	△
ウ 防疫措置の実施										
(ア) 殺処分・埋却等				◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
(イ) 健康管理等				◎	○	○	◎	○	○	△
エ 野鳥の対応										
			○	◎	○	○	◎	△		
◎：実行 ○：状況に応じて					◎：主体 ○：協力 △：必要に応じて					

2 高病原性鳥インフルエンザ等防疫措置フロー



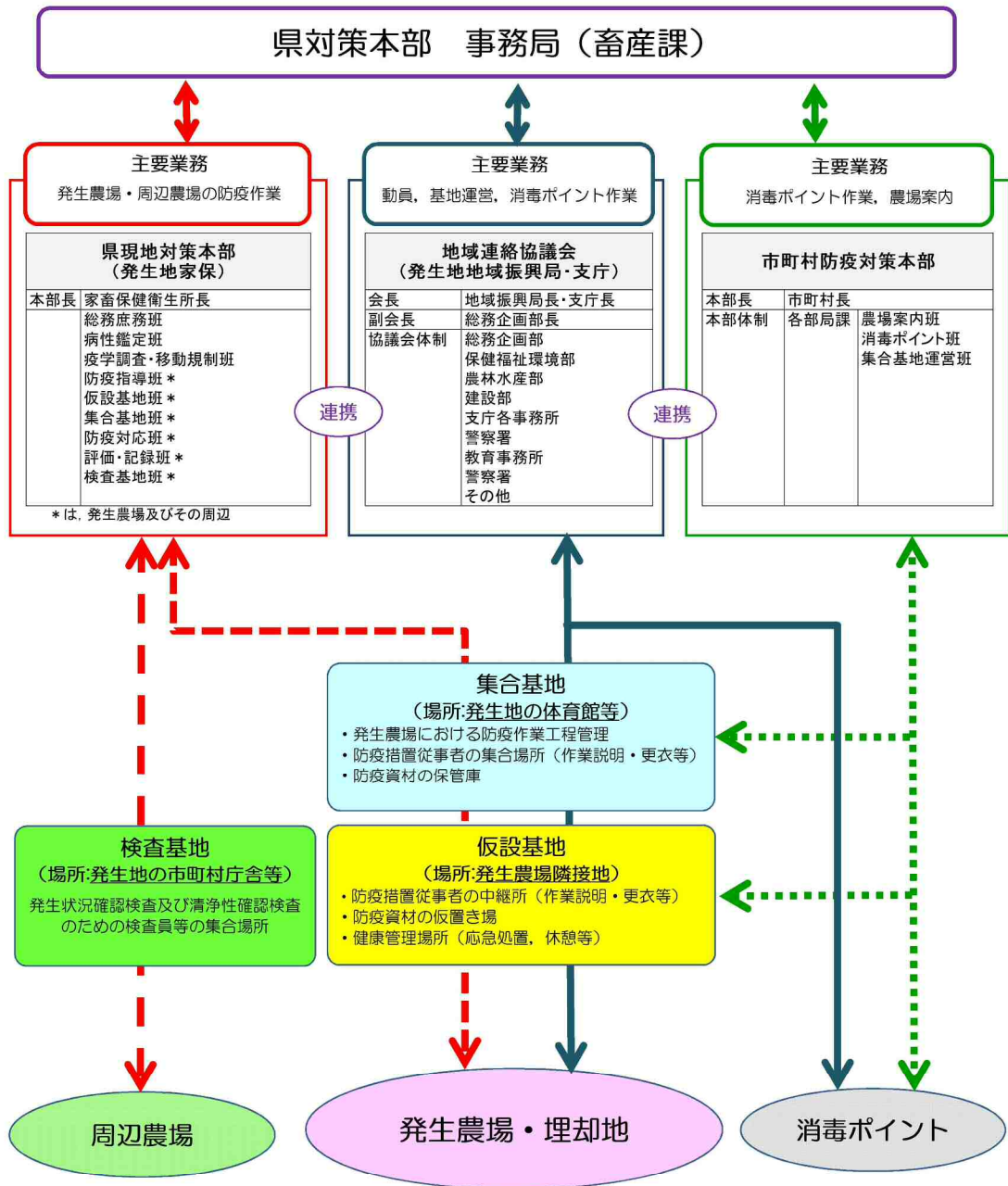
※ 低病原性鳥インフルエンザでの防疫措置においては、移動制限区域・搬出制限区域の距離設定、疫学関連家きんの接触日の遡り日数、発生状況確認検査の実施範囲等が別に定められている。

3 防疫体制の概要

(1) 組織体制 (資料編 p6～9)



(2) 発生地における情報連絡体系フロー



(3) 防疫対策上の関係機関・団体の役割分担

作業内容		県	家保	振興局	市町村	系列	農協 団体等	その他
対策本部の設置（県・現地・市町村）		◎	◎	○	◎			
発生に関する広報		◎		○	◎			
防疫作業日程調整		◎	◎	○	○		△	
発生農場の情報収集・整理			◎	○	◎	◎		
防疫措置従事者の動員		◎	◎	◎	◎		△	
防疫資材の確保		○	◎	○	△			
殺処分方法の検討・決定		◎	◎					
防疫措置従事者の健康相談		◎		◎				
発生農場防疫措置	処分家きん・物品の評価 と殺（殺処分）	○	◎	○	○		△	
	と殺補助（捕獲、運搬等）	△		◎	◎	○	△	
	埋却作業	○	◎	○	○	○	△	
	農場・周辺の消毒	○	◎	○	○	○	△	
	水源・電力の確保				◎	◎		
埋却地関係	候補地の選定	◎	◎	○	◎	◎		△(国)
	必要面積の算出	○	◎	○	○			
	候補地の事前調査	○	◎	○	◎	◎		
	重機の確保	○	◎		○			
制限区域関係	制限区域の選定・設定	◎	◎	○	◎			
	制限区域の広報	◎		○	◎			
通行制限	道路使用の調整		◎		◎			◎(警察)
	交通規制標示		◎		◎			
	制限内容の広報	◎			◎			
集合基地・ 仮設基地関係	集合・仮設基地の選定・確保		○		◎			
	集合・仮設基地の管理・運営		◎	◎	○			
	防疫措置従事者の移送方法の検討	◎	○	○	○			
発生状況確認検査 清浄性確認検査	対象農場の確認	◎	◎	○	○	○		
	ルート等計画策定		◎		○	○		
清浄性確認検査	獣医師の派遣		◎				△	
	案内人の派遣				◎	◎		
周辺住民への対応	周辺住民への調整等		○	○	◎			
消毒ポイント関係	候補地の調査・選定	○	◎	◎	◎			
	消毒ポイントの管理・運営		○	◎				
	消毒作業員派遣	○	○	◎	△		△	
	道路使用の調整			◎	◎			◎(警察)
	疫学関連農場・施設の疫学調査	◎	◎		○	○		
事前準備	疫学関連農場・施設の立入調査		◎		○	○		
	防疫演習の開催による情報共有	◎	◎	○	○	○	○	
	緊急連絡網の整備	◎	◎	◎	◎	○	○	
	埋却候補地の確保	◎	◎		◎	◎		△(国)
	農場リスト・防疫マップの整備	◎	◎		○	○		

◎：主体となり活動 ○：協力 △：必要に応じて

4 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための県の役割

(1) 監視体制の強化

ア 家きん飼養農場等に対する飼養衛生管理の指導（レベル1～4）

(ア) 家きんの所有者が衛生管理を徹底することで発生を予防するために、家畜防疫員は、100羽以上の家きん飼養者（だちょうにあっては、10羽以上の飼養者）を対象として、法第51条に基づき立入検査を原則として年1回以上実施する。

(イ) 「飼養衛生管理基準」を遵守していない家きん飼養者に対しては、随時法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

(ウ) 特に渡り鳥の飛来する10月から5月は「飼養衛生管理基準遵守強化月間」として特に対策を厳重に行う。

(エ) ねずみ等も感染源となる可能性があるため、十分に対策を講じる。

(オ) 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受け入れ先の農場、大学等に、「飼養衛生管理基準」の遵守について、十分に周知し必要に応じて指導する。

イ 速やかな情報収集・提供（レベル1～4）

(ア) 県畜産課及び家畜保健衛生所は、近隣諸国や国内での発生状況について情報を収集・整理する。

(イ) その情報を研修会等において畜産関係者に説明し、注意を怠らないように指導する。

(ウ) 特に大規模所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に県に報告させる等、十分な指導を行う。

(エ) 状況に応じてファクシミリ等により情報提供する。

ウ 異常家きんの早期通報の指導（レベル1～4）

家畜保健衛生所は、家きん所有者に対して、家きんの健康状態を把握し、異常家きんが認められた場合には速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に届出るように指導する。

エ 県民への情報提供（レベル1～4）

県畜産課は、発生地域へ旅行等をする県民に対して、発生状況について周知し、ウイルスの侵入防止に努めるように県ホームページやチラシ等を用いて指導する。

オ 発生予察のための監視（レベル1～4）

家畜保健衛生所におけるモニタリング

(ア) 定点モニタリング

(イ) 強化モニタリング

(ウ) 県独自モニタリング

(2) 防疫体制の強化

ア 発生に備えた防疫資材の確認・確保（レベル1～4）

- (ア) 家畜保健衛生所は、疑い事例や発生に備え、検査材料の採材、消毒ポイントや殺処分等に係る防疫資材を確保し、非常時に速やかに対応できるようにする。
- (イ) 一定の飼養規模での発生を想定し、鹿児島中央家畜保健衛生所に必要な資材を備蓄する。
- (ウ) 使用期限のある資材については、定期的に更新できる体制を整えておく。
- (エ) 想定規模を超える発生により資材が不足する場合や、備蓄に不向きな資材を速やかに確保するため、緊急に調達可能な業者の一覧表を作成し、連絡方法についても確認しておく。

イ 発生時の人員確保（レベル1～4）

- (ア) 家畜保健衛生所は、消毒ポイントや殺処分等について人員の確保が必要であることを地域振興局・支庁、市町村及び各種団体に説明し、その協力が得られるようにしておく。
- (イ) 県畜産課は、本庁及び各地域振興局等の関係部局に対して、予め保健福祉部のマニュアルに基づき、「高病原性鳥インフルエンザ健康調査問診票【事前】」（様式編 p1）を配布し、各所属において問診票を審査した上、防疫作業に従事可能な者の台帳を作成しておく。
- (ウ) 協力を依頼された組織はその人員について、あらかじめリストの作成等の準備をしておく。
- (エ) 県のみで、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には、初動における獣医師の確保に努め、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。
- (オ) 自衛隊の派遣については、農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

ウ 農場や埋却地等の情報の把握（レベル1～4）

- (ア) 家畜保健衛生所は、管内の農場の位置、鶏種や飼養羽数、埋却地等の情報について、防疫マップ等のシステムを用いて管理する。
- (イ) 県や市町村が所有する埋却候補地について、その位置や埋却可能羽数等の情報を把握しておく。

エ 分離ウイルス輸送手段の整備（レベル1～4）

鹿児島中央家畜保健衛生所は、あらかじめ航空会社に分離したウイルスを送ることについて説明し、必要な書類等について把握しておく。

オ 発生を想定した防疫演習の実施（レベル1，2）

県畜産課は、県の機関や市町村、警察、自衛隊、獣医師会、民間団体等に対して関係者が一体となって初動対応ができるよう、より実践的な防疫演習を行い、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に迅速に行動できるように訓練する。

カ 対策本部の設置（レベル3，4）

高病原性鳥インフルエンザ等が本県で発生した時や，隣接県で発生し本県へのウイルス侵入が危ぶまれる時には，県畜産課及び家畜保健衛生所は，対策本部を設置し，消毒ポイントの設置等の防疫対策について指示し，各方面に協力依頼を行う。

キ 移動・搬出制限区域境界における消毒ポイント設置（レベル3，4）

高病原性鳥インフルエンザ等が本県で発生した時や，隣接県で発生し移動・搬出制限区域が本県にかかる場合には，県は移動・搬出制限区域境界に消毒ポイントを設置し，ウイルスの侵入及び拡散を防ぐ。

ク 移動・搬出制限区域内の異常家きんの確認（レベル3，4）

（ア）本県で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した時や，隣接県で発生し移動・搬出制限区域が本県にかかる場合には，県畜産課は移動・搬出制限区域内の農場を特定する。

（イ）家畜保健衛生所は立入，臨床検査を行い，異常家きんの有無を確認する。

（3）防疫措置の実施

ア 殺処分・埋却等（レベル4）

（ア）発生農場における殺処分・埋却・消毒等については，本マニュアル等に従って，県・市町村・関係団体が一丸となって，迅速かつ的確に実施する。

（イ）重機の確保：建設業協会との防疫協定締結に基づき確保する。

（ウ）防疫フェンスの設置：建設業協会との防疫協定締結に基づき設置する。

イ 健康管理等

発生地域の家きん飼養者や防疫措置従事者が多大な精神的及び肉体的ストレスを受けることが想定されることから，保健福祉部等と連携し相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

（4）野鳥の対応

野鳥等で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合，家畜保健衛生所が，監視区域内農場の立入検査や自然保護課が行うサーベイランスへ可能な限り協力を行う。

5 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための市町村の役割

(1) 事前検討事項

- ア 市町村対策本部を設置する場合の時期，構成等の検討
- イ 現地防疫活動（殺処分・埋却・消毒等）への動員方法，動員者数の検討
- ウ 農家所有及び市町村有埋却場所の候補地のリスト化及び家畜保健衛生所（県）への情報提供，並びに地域住民への説明方法の検討
- エ 市町村道の通行自粛・遮断等の対応の検討
- オ 車両消毒ポイント等の検討（水及び電気の確保）
- カ 防疫措置従事者の集合基地の検討と運営の支援
- キ 住民への情報提供の方法，相談窓口の設置の検討

(2) 県内において高病原性鳥インフルエンザ等が確認された場合

- ア 管内発生時に備えた市町村対策本部の設置の検討
- イ 管内発生時に備えた現地防疫活動（動員，消毒ポイント・集合基地等の設定）の準備
- ウ 家きん舎への侵入防止のための消毒に対する協力
- エ 市町村民への情報提供

(3) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

- ア 市町村対策本部の設置
- イ 防疫活動の準備
 - (ア) 防疫活動の補助業務を行う防疫措置従事者の選定・確保
 - a 家きん等の評価
 - b 家きんの殺処分作業
 - c 家きん舎等の消毒等
 - (イ) 消毒ポイントの選定・機材の準備・従事者の選定・確保
 - (ウ) 埋却場所の選定・準備
 - (エ) 集合基地（体育館・公民館等）・仮設基地の選定・準備
 - (オ) 発生地周辺の通行自粛（県への報告，住民への説明）
 - (カ) 移動制限区域，搬出制限区域設定の準備
 - (キ) 発生状況確認検査の準備（検査基地，巡回車両，案内人の選定・確保）
 - (ク) 防疫措置に係る電源・水源の確保

(4) 疑似患畜と決定した場合（県の遺伝子検査で陽性確認後，動物衛生課と協議して決定）

- ア 埋却場所の選定及び周辺住民への説明
- イ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ウ 集合基地での健康診断（体育館・公民館等）等の補助業務
- エ 移動制限区域，搬出制限区域にかかる内容の周知・指導
- オ 発生状況確認検査への協力（検査基地，巡回車両，案内人の確保）

- カ 市町村民，関係事業者への情報提供，相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- キ 清浄性確認検査への協力（検査基地，巡回車両，案内人の確保）

6 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための農業団体等の役割

（1）事前検討事項

高病原性鳥インフルエンザ等を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や，家きんの健康観察及び埋却地の確保等について，家きん飼養者の指導及び支援を行う。

県内での発生に備えて検討する事項

- ア 家きん，畜産物，飼料，畜産関係資材等の移動状況の把握
- イ 現地防疫活動への動員協力の検討
- ウ 団体構成員への情報提供の方法，相談窓口設置の検討

（2）県内において高病原性鳥インフルエンザ等が確認された場合

- ア 管内発生時に備えた現地防疫活動への協力準備
 - （ア）消毒，埋却等を補助する防疫措置従事者の選定
 - （イ）防疫活動に必要な資材の準備
- イ 家きん舎への侵入を防止するための消毒に対する協力・実施
- ウ 家きん，畜産物，飼料，畜産関係資材の移動状況調査への協力
- エ 団体構成員への情報提供

（3）管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

- ア 防疫活動の準備
- イ 家きん，畜産物，飼料，畜産関係資材等の移動状況調査への協力

（4）疑似患畜と決定した場合（県の遺伝子検査で陽性確認後，動物衛生課と協議して決定）

- ア 家畜防疫員による殺処分，埋却，消毒等に対する補助業務を行う防疫措置従事者の確保
- イ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ウ 家きん，畜産物，飼料，畜産関係資材等の移動の制限あるいは自粛の指示
- エ 団体構成員，関係事業者への情報提供，相談窓口の設置（風評被害対策含む）

7 高病原性鳥インフルエンザ等対策のための家きん飼養者の役割

- (1) 家きんの飼養者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家きんの羽数及び飼養にかかる衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を、県知事に報告しなければならない。
- (2) 法に定める「飼養衛生管理基準」に基づき次の衛生管理に努める。
- ア パンフレットなどにより、高病原性鳥インフルエンザ等についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
 - イ 衛生管理区域を定め、部外者の立入制限、立入車両の消毒、立入者の手指・靴の消毒及び立入者に関する記録を保管する。
 - ウ 防鳥ネット等を設置し、家きん舎の破損を修繕することにより野生動物の家きん舎内への侵入を防止する。
 - エ 衛生管理区域を定期的に清掃・消毒する。
 - オ 適正な密度で鶏を飼養する。
 - カ 異常家きんを発見した場合は、直ちに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡する。
 - キ 埋却地を確保する。
 - ク 大規模飼養農家は、担当の獣医師を定めるとともに、特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを定めて、従業員に周知する。
- ※ チェックシート（様式編 p6）によって随時遵守状況を確認し、不備の点については改善に努める。



第3 発生予察のための監視

1 定点モニタリング：防疫指針第3の1に基づく検査

- (1) 農場 各家畜保健衛生所当たり3農場を選定
- (2) 採材 10羽以上／農場
- (3) 検査回数 1回／月
- (4) 検査材料
 - ア ウイルス分離検査 気管スワブ、クロアカスワブ及び死亡家きんの臓器
 - イ 抗体検査 血清
- (5) 抗体検査方法
 - ア 鶏の検査 エライザ法による検査を行い、陽性が確認された場合、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応を行う
 - イ 鶏以外の家きんの検査 寒天ゲル内沈降反応を行う

2 強化モニタリング：防疫指針第3の2に基づく検査

- (1) 農場 家きん農場（原則として飼育羽数100羽以上）について、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる数の検査農場を、無作為抽出法で選定
- (2) 採材 10羽以上／農場
- (3) 検査回数 1回以上／年
- (4) 検査期間 原則として10月から翌年5月まで
- (5) 検査材料 血清（抗体検査）

3 県独自モニタリング

- (1) 農場 野外と比較的隔離されていない主に小規模農場を5農場／月／家保について選定
- (2) 検査期間 原則として10月から翌年3月まで
- (3) 検査材料 ウイルス分離検査 新鮮便スワブ10検体

4 モニタリング結果の報告

- (1) 県畜産課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農家について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数）等について動物衛生課に報告する。
- (2) 県畜産課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

5 野鳥等の家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合における防疫措置（法第10条）

野鳥等の家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の防疫措置を行う。

- (1) 県畜産課は、発生が確認された地点を中心とした半径3kmの区域を監視区域として設定する。
- (2) 当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下、「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）。
- (3) 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導。
- (4) 家畜防疫員は、監視区域内にある家きん100羽以上飼養農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場。）に立ち入り、死亡率の増加、産卵率の低下など高病原性鳥インフルエンザ等を疑う異常の有無及び適切な飼養管理が遵守されていることを確認し、必要に応じ改善指導を行う。
- (5) 県畜産課は調査の結果を動物衛生課に報告する。
- (6) 立入調査において、異常が確認された場合、直ちに病性鑑定を実施し、県畜産課は結果を動物衛生課に報告する。
- (7) 監視期間、立入の回数等は状況で変化するので特に定めない。
- (8) 県の職員で野生動物の事務に従事するもの（環境林務部等）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を行う。
この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り環境林務部等の行う野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

【留意事項】野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、県は確認地点を中心とした半径1km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

なお、確認された状況により、家畜防疫員が緊急を要すると判断した場合は、確認地点を中心とした半径1km以内の家きん飼養農場に立ち入り、飼養家きんの異常の有無及び適切な飼養管理が遵守されていることを確認するものとする。

第4 異常家きんの届出から病性鑑定までの措置

1 異常家きんの早期発見

家きんの飼養者が高病原性鳥インフルエンザ等の症状について熟知し、毎日の家きんの健康状態を観察し、異常家きんを発見した場合、直ちに家畜保健衛生所に届出ることが極めて重要である。

(1) 家きん飼養者の対応

ア 家きんの飼養者は、毎日の健康観察の中で、次の症状がないか確認し、毎日の死亡羽数状況を記録、保管する。

イ 高病原性鳥インフルエンザ等の症状は多様であり、次の症状のみで診断することが困難な場合もあることから、死亡率の上昇、通常と異なる家きんの異常を感じた場合もその旨を家畜保健衛生所に連絡し指示を仰ぐようにする。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ等の主な症状

(ア) 突然の死亡

(イ) 呼吸器症状、下痢

(ウ) 元気消失、うずくまる、嗜眠、振せん又は羽毛の逆立ち

(エ) 顔面、肉冠もしくは脚部の浮腫又は出血班もしくはチアノーゼ

(オ) 産卵率低下又は停止



嗜眠・沈鬱



羽毛の逆立ち



肉冠の出血



脚部の皮下出血

エ 死亡率の上昇

死亡率の上昇における届出の目安は次のとおりとする。ただし、少羽数の死亡でも異常を感じた場合は、死亡率の上昇に関係なく届出のものとする。

飼養管理失宜等で死亡した場合についても、家畜保健衛生所に連絡し指示を仰ぐようにする。

(ア) 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエ

- ンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- (イ) 次に掲げる高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんを発見した場合
- a 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
 - b 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合
- (ウ) 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった場合
- (エ) 上記で判断しがたい場合は、次の基準を参考にする。
- a 採卵鶏にあつては3日間の死亡羽数の合計が飼養羽数の0.5%を超えた場合
 - b ブロイラーにあつては3日間の死亡羽数の合計が飼養羽数の2.5%を超えた場合

2 通報（届出）

異常家きんを発見した場合、飼養者又は関係者は速やかに、最寄りの家畜保健衛生所に通報する。

(1) 家きん飼養者（関係者）の対応

ア 家畜保健衛生所に届出る際は、家きんの異常の状況、死亡羽数、発生時期、飼養羽数等について連絡する。

イ 連絡後は家畜保健衛生所の指示に従い、家きん等の移動を自粛し、外出せず、農場にて家畜保健衛生所職員（家畜防疫員）の到着を待つこととする。

(2) 獣医師の対応

ア 原則として家畜防疫員の現地到着まで、農場にとどまり、本病ウイルスの拡散を防止するよう指導・助言を行い、陰性の診断が出るまでは、他の農場へは立ち入らないこととする。

(3) 食鳥処理場の対応

ア 県生活衛生課と協議した上で、原則として、異常家きん及び同一農場から出荷された家きんのと殺を中止し、出荷農場等の情報を提供する。

イ 畜産関係車両の出入りを禁止し、異常家きんの運搬車両を特定し、原則として、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に入出入りしないように指導する。

3 通報を受けた家畜保健衛生所等の措置

家畜保健衛生所は、異常家きん等の通報があった場合、電話での聞き取りにより的確に症状を把握するとともに、原則として立入検査を実施する。その際は、県畜産課に連絡する。

(1) 家畜防疫員の対応

通報を受けた家畜防疫員は、次の対応を行う。

ア 通報者からの疾病状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」（様式編 p7）により症状及び疫学情報の電話聞き取りを行う。

イ 家きん所有者等への指導

聞き取りにより、高病原性鳥インフルエンザ等を疑う場合は、次の措置を実施するよう指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

(ア) 確実な診断が得られるまで家きん、家きん卵及び堆肥等の汚染物品となり得る可能性のあるものについては、移動を自粛させる。

(イ) 農場の出入り口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りを禁止する。

(ウ) 農場の消毒を実施する。

(エ) 確実な診断が得られるまで、家きんの所有者及び従業員等は農場からの外出を自粛する。

やむを得ず外出する場合は、更衣・うがい・手洗い、応急的な消毒を実施し、他の養鶏関連施設には立ち入らない。

(オ) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにする。

ウ 異常家きんを発見・診断した獣医師や指導員等に対する指導

(ア) 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまる。

(イ) イの事項が遵守されるよう家きん飼養者に助言又は指導をする。

(ウ) 農場を出る時は、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両等の消毒を行う。

(エ) 農場を出たら、直ちに帰宅し、他の場所には立ち寄らない。

帰宅後は、さらに車両、携帯器具類、衣類等の完全な消毒を行い、すぐに入浴し身体を十分に洗う。

(オ) 異常家きんが高病原性インフルエンザ等でないと判明するまでの間は、農場に入らない。

(カ) 高病原性インフルエンザ等と判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに農場に立ち入らない。

エ 食鳥処理場に対する指導

(ア) 県生活衛生課と協議した上で、原則として、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止する。

- (イ) 畜産関係車両の入場を禁止する。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ等の患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に入入りしないよう指導する。
- (ウ) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行う。
- (エ) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ等の患畜及び疑似患畜でないと判明するまでの間は、農場等に立ち入らない。
- (オ) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、イの(ア)から(オ)までの指導を行う。
- (カ) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、原則として、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ等の患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に入入りしないよう指導する。

(2) 家畜保健衛生所の対応

- ア 通報を受けた家畜防疫員は、聞き取った情報を家畜保健衛生所長に報告する。
- イ 立入検査をすると判断した場合は、家畜保健衛生所長は県畜産課に「異常家きん等の届出を受けた際の報告」(様式編 p7)により報告するとともに、農場への到着予定時間を告げる。
- ウ 家畜保健衛生所長は、全職員に連絡・招集し、制限予定区域の設定及び農場リストの作成に着手する。

(3) 県畜産課の対応

- ア 報告を受けた県畜産課は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」(様式編 p7)で国へ報告する。
- イ 簡易検査陽性の場合を想定し、次の事項を実施する。
 - (ア) 制限区域が複数の家畜保健衛生所におよぶ場合は、制限予定区域の設定及び農場リストは県畜産課で作成し、各家畜保健衛生所に確認する。
 - (イ) 緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、緊急連絡網の確認、防疫資材の在庫の確認をする。

4 農場への立入検査(簡易検査の方法)

- (1) 家畜防疫員は、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防護服を着用して家きん舎に入る。
- (2) 死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認する。
- (3) 異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん(明らかに健康な家きんしか認められない場合は健康な家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては5羽以上(5羽に満たない場合は全羽))の気管スワブ及びクロアカス

ワブについて簡易検査を実施する。

- (4) 簡易検査を実施し、陽性であった家きんは、鹿児島中央家畜保健衛生所で実施する病性鑑定材料となるため、簡易検査陽性の個体が識別できるようにしておく。
- (5) 頸部を切開して気管スワブを採取する場合は、後に、鹿児島中央家畜保健衛生所で実施する病性鑑定において、簡易検査で用いていない部分を病性鑑定材料として採材することを考慮すること。
 - ※ 簡易検査の検体については、原則として、1羽につき気管スワブ及びクロアスワブのそれぞれを1検体として実施すること。
- (6) 家畜防疫員は、簡易検査が終了次第、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果を家畜保健衛生所に連絡する。

5 簡易検査が陽性の場合

(1) 立入を実施した家畜防疫員

- ア 前述の簡易検査において陽性であった家きんを含め、合計10羽を病性鑑定材料とする。このうち少なくとも5羽以上を死亡家きんとする(1農場あたり)。
- イ また、抗体検査に供するため、アの病性鑑定材料とする家きん10羽から採血を実施する。ただし、死亡等により採血できない場合は、同家きん舎内の別の家きんから採血を実施し、合計10羽分の検体数となるよう採材する(1農場あたり)。
- ウ アの病性鑑定材料となる生存家きんは安楽殺した後に搬送するものとする。
- エ ア及びイの病性鑑定材料は、個体識別ができるよう、それぞれに検体番号を付し(同一家きんから採材した血液については、家きんの番号と同一の検体番号とすること)、ビニール袋等の密閉容器に入れてその外側を消毒し、ウイルス飛散防止を講じた上で、鹿児島中央家畜保健衛生所へ搬送するものとする。
- オ 疫学調査票(様式編 p10, 11)に基づき、過去21日間における家きんの移出入、人及び車両の出入り、堆肥の出荷先及び種卵の出荷先等の情報を県畜産課を通じ動物衛生課へ提出する。

(2) 県畜産課

- ア 次の項目について速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールで報告する。
 - (ア) 当該農場における家きん舎等の配置の把握
 - (イ) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
 - (ウ) 家きんの殺処分等の防疫措置に当たる人員及び資材の確保
 - (エ) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保(農林水産省の保有)

する移動式焼却炉の利用の有無を含む。)

(オ) 消毒ポイントの設置場所の検討

イ 当該農場の所在する市町村及び、九州、沖縄及び山口9県で締結している「家畜防疫対策連携に関する申し合わせ」に基づき9県へ、次のとおり情報を提供する。

(ア) 提供の時期 簡易検査陽性の時点

(イ) 提供内容 症状、死亡羽数、農場概要、遺伝子検査結果判明予定時間、県境付近での消毒ポイントの設置や運営について

(3) 疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、次の事項等について事前に準備する必要がある。(様式編 p13, 14)

チェック表の項目

ア 地図の作成

イ 必要事項の地図への記載

ウ 現地対策本部に関すること

エ 防疫指導班の編制

オ 集合基地及び仮設基地の選定

カ 埋却予定地の選定

キ 消毒ポイントの選定

ク 防疫措置従事者・資材確保の準備

ケ 疫学関連施設の選定

※ 簡易検査が陰性となった場合においても、本病を否定できない場合には、県畜産課と動物衛生課が協議の上、病性鑑定材料の採材等の措置を行う。

6 病性鑑定

(1) 鹿児島中央家畜保健衛生所への材料送付

ア 病性鑑定材料を搬送する家畜防疫員は、鹿児島中央家畜保健衛生所への到着予定時間を現地家畜保健衛生所に連絡する。

イ 連絡を受けた現地家畜保健衛生所は県畜産課、鹿児島中央家畜保健衛生所に到着予定時間を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」、「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(様式編 p8, 9)をファクシミリ又はメールで報告する。

(2) 鹿児島中央家畜保健衛生所での検査

鹿児島中央家畜保健衛生所では搬入された家きん及び血液について病性鑑定材料(気管スワブ、クロアカスワブ、主要臓器等)を採取し、次の検査を実施する。

ア H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出するPCR検査及びリアルタイムPCR検査(以下「遺伝子検査」)

- イ 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査
- ウ ウイルス分離検査
- ※ それぞれの検査については国の指針等に準ずる。

(3) 動物衛生研究所への分離ウイルスの送付

ア 送付

鹿児島中央家畜保健衛生所の病性鑑定の結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、ウイルス又は遺伝子増副検体を動物衛生研究所に送付する。その際、「病性鑑定依頼書」(様式編 p15)、「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(様式編 p7)を添付する。

なお、送付に当たっては「採取した検体の郵送に当たっての注意」(様式編 p16, 17)を参照する。

イ 連絡

鹿児島中央家畜保健衛生所は県畜産課に、県畜産課は動物衛生課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨の連絡をすると同時に、「異常家きんの症状等に関する報告」、「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(様式編 p8, 9)をファクシミリ又は電子メールで送付する。

7 緊急防疫作業

県畜産課と動物衛生課が協議して疑似患畜と決定されるまでの間(遺伝子検査の結果が判明するまでの間)、まん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

(1) 家畜防疫員の対応

家畜防疫員は、関係機関等と協力し、次の措置を講じる。

- ア 農場の外部の見やすいところに立入禁止の掲示を行い、ロープ等で出入口を封鎖するとともに、封鎖場所を必要最低限とし、消毒槽及び噴霧消毒(動噴)施設を設ける。
- イ 野鳥及び野生動物の侵入並びにウイルスの拡散を防止するため、必要に応じて発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシート等で遮蔽する。同時に、農場内の全ての動物は隔離する。
- ウ 衛生害虫等によるウイルスの拡散防止を図るため、殺そ剤及び殺虫剤等を的確かつ迅速に使用する。
- エ 農場周辺の通行を自粛し、道路への消毒薬の散布などにより、周辺の消毒を徹底する。
- オ あらかじめウイルス汚染の恐れがある全てのもの(農場敷地内の地面、周辺道路、家きん及び死体、家きん舎の壁及び天井、家きんの管理の際に使用した衣類及び器具等を含む)に消毒薬を十分に散布し、ウイルスの拡散を防止する。
- カ 農場の下水及び排水口に有効な消毒薬を投入し、排水口を閉鎖する。
- キ 生きた家きん、家きん卵、死体、飼料、敷料、排せつ物、飼養器具等、汚染物品となり得る可能性のあるものについて移動を制限するように指示する。

(2) 家畜保健衛生所の対応

家畜保健衛生所長は、疑似患畜決定までの間、農場主に対して家きん等の移動制限を指示する。

(3) 農家の対応

当該農場主は、家きん等の移動制限の指示に従い、家畜防疫員の指示に協力する。

(4) 地域振興局・支庁の対応

消毒ポイント設置の準備

(5) 市町村の対応

ア 農家周囲の通行自粛の調整

イ 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する補助

ウ 消毒等に使用する水源及び電力の確保（優先順位が高いので事前準備が望ましい）

エ 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する補助

8 モニタリングで発見された場合

(1) ウイルスが分離された場合

県畜産課は、定点モニタリング、強化モニタリング及び県独自モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルスが分離された場合、直ちに次の措置を講ずる。

ア 動物衛生課と協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究所に送付する。

イ 分離されたウイルスについて、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査を行う。

ウ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家きん及び異常家きんの状況を確認する。

エ 法第32条第1項に基づき、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、排泄物、飼料、敷料及び家きん飼養器具等の移動を制限する。

オ 当該農場への関係者以外の立入を制限する。

カ 当該農場の出入り口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

キ 「疫学調査票」（様式編 p10, 11）に基づき、過去21日間における家きんの移出入、当該農場に出入りしている人及び車両の出入り、堆肥の出荷先及び種卵の出荷先の情報を県畜産課を通じ動物衛生課へ提出する。「異常家きんの症状等に関する報告」、「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」（様式編 p8, 9）

(2) ウイルスが分離されずに抗体検査のみ陽性となった場合

県畜産課は、定点モニタリング又は強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合、動物衛生課に連絡の上、直ちに次の措置を講ずる。

ア 家畜防疫員を現地に派遣し4の(2)から(3)の検査を行う。

イ 鹿児島中央家畜保健衛生所で、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査を行う。

ウ 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

エ ウイルス分離検査

オ 上記検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課と協議した上、H5またはH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究所に送付する。

9 食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う届出を受けた場合

(1) 食鳥処理場において、農場での検査と同様の措置を行い、出荷農場においても同様の措置を行う。

(2) 異常家きんが県外の農場から出荷されていた場合には、県畜産課を通じ動物衛生課及び出荷都道府県へその旨を連絡する。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

次の（１）及び（２）により農林水産省が病性を判定する。

（１）異常家きんの届出があった場合

ア 死亡率の推移，臨床検査，簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。

なお，異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には，遺伝子検査の結果によらず，簡易検査の結果により判定することができる。

イ アにより病性が判定されなかった場合には，県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのHA亜型を特定する検査（以下，「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。

ウ イにより病性が判定されなかった場合には，イにより分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験又はHA領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査で発見された場合など，臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

ア インフルエンザウイルスが分離された場合には，県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

イ 血清抗体検査のみが陽性となった場合には，県が速やかに実施する再検査（臨床検査，遺伝子検査，血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ，次のとおり判定する。

（ア）再検査の結果，臨床症状が確認された場合には，（１）により判定する。

（イ）再検査の結果，臨床症状が確認されなかった場合には，県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。

（ウ）（イ）により病性が判定されない場合には，県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

（エ）（ウ）によりウイルスが分離されず，血清抗体検査のみが陽性となった場合には，動物衛生研究所が行う抗体のHA亜型を判別する検査（HI試験）の結果に基づき，第15の農場監視プログラム（p130～132）の適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県畜産課に通知される。

ア 患畜

(ア) 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん

(イ) 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

イ 疑似患畜

(ア) 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

(イ) 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

a 患畜又は疑似患畜（(イ) aを除く。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

b 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

c 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

d 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

(ウ) (イ)に掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

(エ) 患畜又は疑似患畜（(イ)に掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（(イ)に掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん（管理者、7日以内）

(オ) 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん（家きん、7日以内）

(カ) 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（(イ)に掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん（家きん、家畜防疫員の判断）

【留意事項】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について
イの（イ）の a に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査で A 型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんはイの（イ）の a に基づき判定された疑似患畜とみなす。

（2）低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県畜産課に通知する。

ア 患畜

分離されたウイルスが H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

イ 疑似患畜

（ア）患畜が確認された農場で飼養されている家きん

（イ）血清抗体検査により A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

（ウ）分離されたウイルスについて、遺伝子検査により H5 若しくは H7 型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 若しくは H7 亜型であると確認された家きん

（エ）血清抗体検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

（オ）（イ）から（エ）までに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

（カ）患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに掲げる家きんに限る。）であると判定された日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん（管理者、7日以内）

（キ）疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん（家きん、7日以内）

（ク）疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患

畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん（家きん，家畜防疫員の判断）

3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼養する農場については、第15の農場監視プログラム（p130～132）を適用する。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 県畜産課は、患畜又は疑似患畜の決定を受け、現地対策本部に必要な防疫措置を指示する。また、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。
 - ア 当該家きんの所有者（管理者）
 - イ 市町村
 - ウ 獣医師会、生産者団体その他関係団体
 - エ 県警察本部、自衛隊その他関係機関
 - オ 九州、沖縄、山口9県
- (2) 発生農場から半径3km以内の農場及び県が必要と認める者に対して、発生農場の住所についても情報提供する。
- (3) 発生農場の情報提供を受ける者に対し、病気のまん延防止を目的としている事を周知し、情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいすることがないように指導する。
- (4) 県は、陰性と判定された場合、その旨を管轄の家畜保健衛生所から当該農場に連絡する。また、届出に係る異状の原因調査を行い、その結果について当該農場に説明するとともに、県畜産課から動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び関係機関等の連携

- (1) 患畜又は疑似患畜の決定を受けた県畜産課は、鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要領に基づき、県対策本部を、家畜保健衛生所は現地対策本部、地域対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性判定前に開催する。
- (2) 疑い事例（簡易検査陽性）の報告を受けた県畜産課は県保健福祉部、県警察本部等関係機関へ、現地対策本部は県関係部局、市町村及び関係団体等に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

3 報道機関への公表等

- (1) 県畜産課は、患畜又は疑似患畜と判定したときは、その内容や今後の防疫方針について報道機関へ公表を行う。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、県畜産課と動物衛生課で協議の上、病性判定前（疑い例）に公表を行う。
- (2) 当該公表は、原則として農林水産省と県が同時に行う。
- (3) 当該公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 当該公表に当たっては、我が国でこれまで家きん肉・家きん卵を食べることで

- 人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 防疫措置の進捗状況についても、県畜産課と動物衛生課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。
 - (6) 報道機関等に対し、次の事項について協力を求める。
 - ア プライバシーの保護に十分に配慮すること。
 - イ まん延防止及び円滑に防疫措置を実施するため、発生農場や周辺農場等に近づかないこと。なお、可能なかぎり、農場周辺及び内部防疫措置の画像を報道機関等からの要請により提供する。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 県畜産課は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 本県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請について、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等での防疫作業

1 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業

(1) 防疫指導班の派遣と現地調査

防疫措置に係る事前準備を限られた時間の中で迅速に実施するためには、共通の認識を持って、各自がそれぞれの分担を的確にこなしていかなければならない。そのためにも各所属の担当が現地におもむき、正確な情報を確認する必要がある。

ア 防疫指導班の構成員

構成員は次のとおりとする。

家畜防疫員	1	名
地域振興局畜産担当	1	名
市町村担当	1	名
保健所担当	1	名（※ 必要に応じて加えるものとする）
建設業協会	1	名（※ 必要に応じて加えるものとする）

イ 調査事項

発生現地に出向き、事前準備チェック表を使用して各構成員は連携をとり調査を行う。現地での調査には、先に立入検査に入っている家畜防疫員と協議し、「鳥インフルエンザ初動防疫事前調査表」（様式編 p18, 19）を作成する。

なお、先に立入検査に入っている家畜防疫員は、農場概要図（様式編 p20）を作成し、写真を撮り携帯電話メールなどあらゆる方法により現地対策本部（家保）、県対策本部事務局（県畜産課）へ報告する。

(ア) 発生農場内に関する事前準備項目

a 防疫措置に必要な資材の量と搬入場所

- ・ 殺処分に必要な資材
- ・ 清掃に必要な資材
- ・ 消毒に必要な資材
- ・ 防疫フェンスの有無と規模
- ・ 仮設トイレ
- ・ これらの搬入場所

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

b 防疫措置に携わる必要人員数

c 埋却に関する事項

- ・ 農場内の確保状況
- ・ 確保場所の規模（面積）
- ・ 確保した規模に対する必要な資材（重機も含む）
- ・ 埋却地の消毒に必要な資材

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

(イ) 発生農場周辺に関する事前準備項目

a 通行制限・遮断ポイントの確認

- ・ ポイントの場所と数

- ・ポイント設置に必要な資材
- ・ポイントの運営に必要な人員
- ※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

b 仮設基地の設置に関すること

- ・設置場所と規模（面積）
- ・設置に必要な資材
- ・休憩に必要な資材（椅子、暖房機器、照明、給水等）
- ・仮設トイレの設置場所（最初で設置すると移動できないため。）
- ・救護場所の検討
- ※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

(ウ) 「鳥インフルエンザ初動防疫事前調査表」(様式編 p18, 19) は、写真を撮り携帯電話メールなどあらゆる方法により現地対策本部(家保)、県対策本部事務局(県畜産課)に報告する。

(2) 防疫作業計画の策定

疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、殺処分から移動制限の解除までの作業工程を整理し、工程表を作成する。

ア 次のような初動防疫に関する手法等を策定する。

- (ア) 殺処分方法(二酸化炭素ガス等)
- (イ) 搬出・運搬方法(家きん舎から埋却地までの動線、使用機材・重機等)
- (ウ) 清掃・消毒方法(使用薬液、散布方法等)
- (エ) 埋却方法(シート使用、ガス対策等)
- (オ) 焼却方法(移動式、一般廃棄物処理施設)
- (カ) 汚染物品処理方法

イ 役割分担

家畜保健衛生所及び県畜産課

現地の情報を取りまとめ防疫作業計画を策定する。

(3) 埋却予定地の選定

埋却地はまん延防止のため、原則として、発生農場の敷地内又は隣接地等とする。やむを得ない事情により、これらの埋却地を確保できない場合には、あらかじめ確保してある公有地の利用を検討する。(資料編 p23)

ア 埋却地の条件

- (ア) 人家、水源、河川及び道路に接近しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所であること。
- (イ) 洪水や崩落等の可能性がない場所であること。
- (ウ) 最低 4 m 程度の掘削が可能であること。
- (エ) 埋却後 3 年以上、発掘等を実施する予定がない場所であること。
- (オ) 機械(特に重機)、資材の搬入が容易な場所であること。

イ 役割分担

(ア) 農家の対応

農場の敷地内又は隣接地等に埋却予定地を確保する。

- (イ) 家畜保健衛生所，地域振興局・支庁及び市町村の対応
 - a 家畜保健衛生所は，県畜産課，地域振興局・支庁，市町村及び家きんの所有者と連携・協議して適切な埋却候補地を選定する。
 - b 適切な候補地がある場合は，関係機関職員（地域振興局・支庁，市町村）等で現地確認を行い，その結果を県畜産課に報告する。

(ウ) 県畜産課の役割

県畜産課は，家畜保健衛生所，地域振興局・支庁及び市町村と連携し，必要な対策を実施する。

(4) 集合基地及び仮設基地の選定

防疫作業には，多数の人員を要する。防疫作業を円滑に実施し，本病のまん延を防止するために集合基地及び仮設基地の設置に備える。

なお，仮設基地の設置にあたっては，防疫指導班の現地調査の情報を元に関係者で設置場所について検討する。

ア 集合基地及び仮設基地

(ア) 集合基地

集合基地とは，防疫措置従事者が集合し，作業の説明，防護服への着替え，資材の配付として利用する場所である。したがって，設置条件としては，発生地（農場等）に近く，駐車場が広く，多数の人員が収容できる場所（体育館，公民館等）とする。

(イ) 仮設基地

仮設基地とは，防疫資材の補給，防護用具の脱着や休憩等の場所である。したがって，設置条件としては，発生地（農場等）の隣接地で，コンテナやテント等を設置できる場所とする。やむを得ない事情により，発生地の隣接地に確保できない場合にはできるだけ近くに確保する。

イ 役割分担

(ア) 市町村の対応

市町村は，家畜保健衛生所と連携・協議し，集合基地及び仮設基地を選定，確保する。

(イ) 家畜保健衛生所

市町村に協力し，必要な対策を実施する。

(ウ) 地域振興局・支庁

市町村，家畜保健衛生所とともに集合基地及び仮設基地の選定，確保等について連携・協議する。

(5) 防疫措置従事者及び資材確保の準備

各防疫措置をそれぞれ実施する際に必要と考えられる防疫措置従事者及び資材・機材の確保に備える。

ア 防疫措置従事者

(ア) 次の作業に必要なとなる人員数を算出する。（資料編 p20～35）

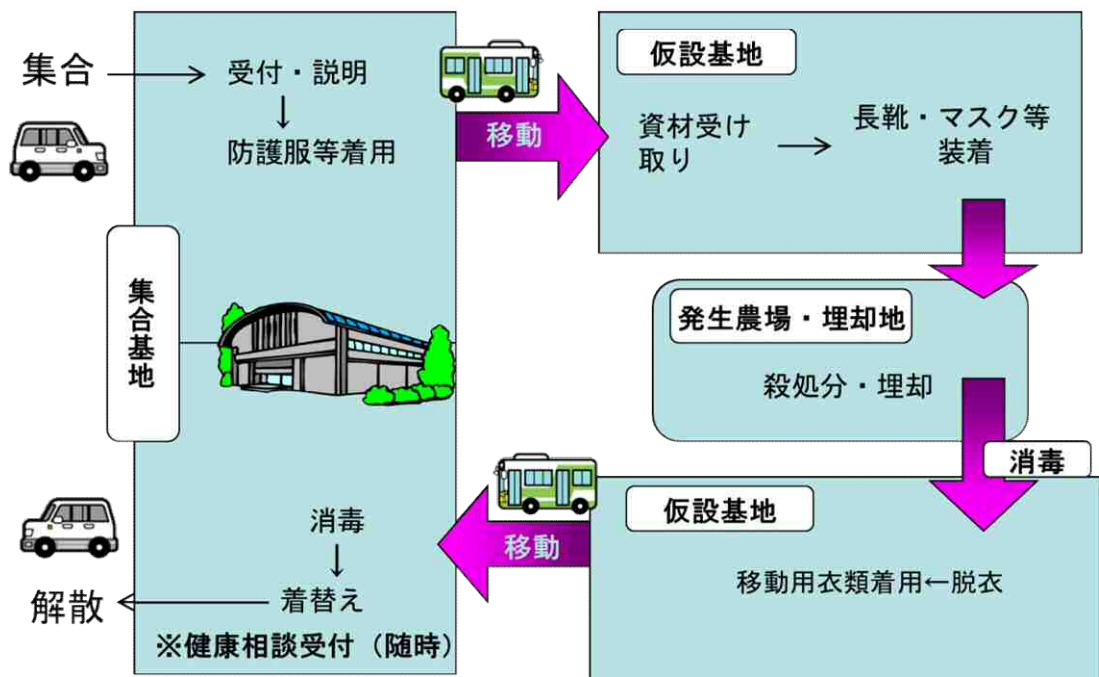
- a 家きんの殺処分
 - b 死体等の埋却
 - c 農場の清掃・消毒
 - d 消毒ポイントの設置（21日分）
 - e 発生状況確認検査（移動制限区域内の立入検査）
- (イ) (ア)の各作業に必要な人員数は、所属先、その他必要事項を整理して一覧表を作成する。
- (ウ) 防疫措置従事者の選定に際しては、事前に鳥類の飼養の有無を確認しておくこと。
- イ 資材・機材
- (ア) 次の作業に必要となる資材・機材をリストアップし、数量、手配先、その他必要事項を整理して一覧表を作成する。（資料編 p18, 19）
- a 家きんの殺処分
 - b 死体等の埋却
 - c 農場の清掃・消毒
 - d 消毒ポイントの設置（21日分）
 - e 発生状況確認検査（移動制限区域内の立入検査）
- ※ 重機については、県建設業協会と協議する。
- ウ 役割分担
- (ア) 家畜防疫員
農場に立入りした家畜防疫員は、家畜保健衛生所に農場の状況を報告する。（例：飼養規模、農場の立地条件等）
- (イ) 家畜保健衛生所
家畜保健衛生所は、(ア)の情報から、必要とする防疫措置従事者及び資材を算定し、一覧表を作成する。それに基づき、県畜産課、地域振興局・支庁、市町村その他関係機関と連携・協議して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。また、県内の各家畜保健衛生所の資材保有状況を確認する。
- (ウ) 県畜産課
県畜産課は、家畜保健衛生所その他関係機関と連携・協議して防疫措置従事者及び資材・機材の確保に備える。国及び他県からの防疫措置従事者の派遣が必要である場合には、その算定を行い、国等へ派遣を要請する。
- (エ) 地域振興局・支庁及び市町村
地域振興局・支庁及び市町村は、家畜保健衛生所その他関係機関と連携・協議して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。地域振興局・支庁は、特に、消毒ポイント設置の際は、消毒作業人員の派遣とその調整を行い、消毒ポイントの管理・運営を実施する。
- (オ) 農業協同組合、農業共済組合及び獣医師等
現地家畜保健衛生所、地域振興局・支庁及び市町村と協力して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。

(6) 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

発生農場，埋却地，集合基地，仮設基地，消毒ポイント等の防疫措置に関連する施設並びに作業場所の周辺に居住する方々に対しては，法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。

この際には，保健所の保健師も同行し，人への感染予防等の説明や健康状態等の調査を行う。

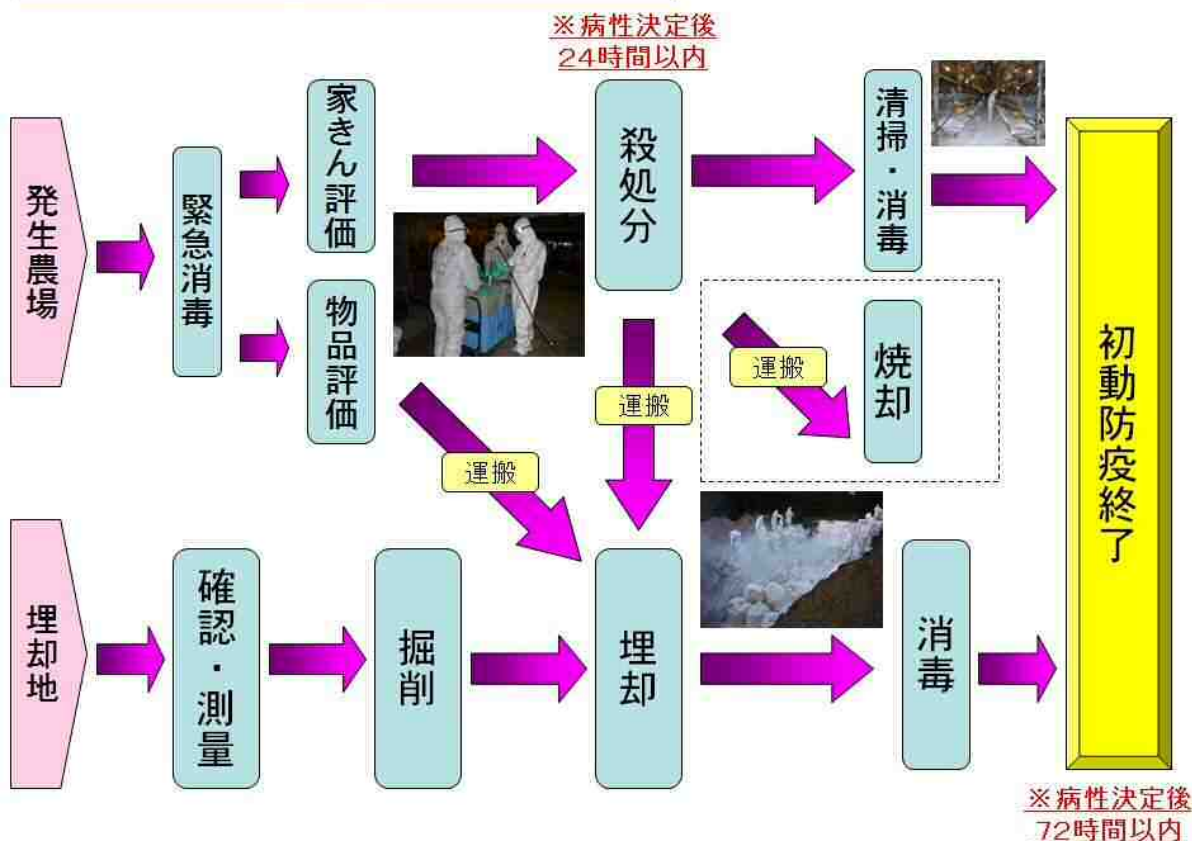
防疫措置従事者の1日の作業の流れ



2 発生農場での防疫作業概要図

発生農場での初動防疫は、緊急消毒、家きん・物品の評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒の行程で（下図参照）、防疫措置に必要な人員（防疫措置従事者）等については現地対策本部が、関係機関、関係団体の協力を得て確保する。

インフルエンザ初動防疫作業イメージ



3 発生農場における殺処分開始までの防疫措置

現地対策本部は、患畜又は疑似患畜と判定後、直ちに発生農場での殺処分等初動防疫措置を開始する。殺処分開始までの間に家畜防疫員は患畜又は疑似患畜の所有者に対して、「と殺指示書」（様式編 p21）を交付するとともに、ウイルス拡散防止のための消毒等の措置を行い、発生農場に対し、ウイルスを広げる恐れのあるすべての物品の移動を禁止する。

(1) 基本事項

- ア 現地対策本部は、現地対策本部長を総括責任者とし、業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。
- イ 日常、家きん飼養農場において作業を行っている者は、まん延防止及び公衆衛生上の観点から、原則として防疫作業に当たらないこととする。
- ウ 病原体の拡散防止のため、発生農場への野鳥及び野生動物の侵入防止並びにはえ等の衛生害虫駆除を徹底する。
- エ 防疫措置従事者は、防護服、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、感染防止に努めるよう十分留意する。予防投薬等に関することや万一感染が疑われる者が発生した場合には、速やかに保健所等の指導を仰ぐ。

(2) 法に基づく指示等

- ア 家畜防疫員は、家きんの所有者に対して、病気の概要、法の趣旨、所有者の義務、県の協力方針、法第 52 条の 3 の規定により「行政不服審査法」に基づく審査請求をすることができない旨等の説明を行う。

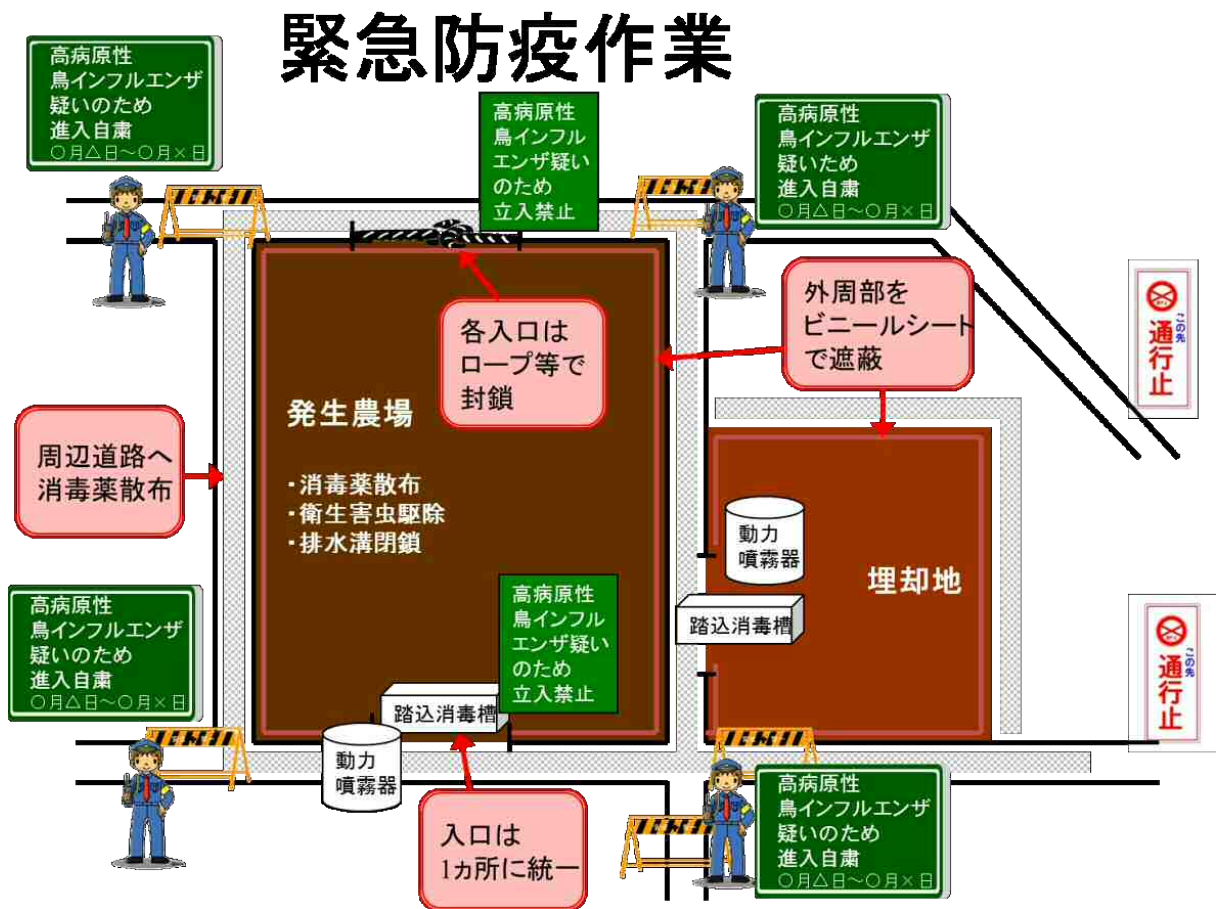
【発生農場への指示内容】

- ①疑似患畜を隔離すること（法第 14 条）。
- ②疑似患畜と同居歴あり、もしくは同居中の家きんについて、移動の制限を指示すること（法第 14 条第 3 項）。
- ③殺処分、焼却・埋却、汚染物品の処分をすること（法第 16 条、21 条及び 23 条）。
- ④家きん舎等を消毒すること（法第 25 条）。
- ⑤種鶏場等のふ卵業務を行っている農場では、ふ卵の停止又は制限を指示する（法第 34 条）。

イ 発生農場の移動禁止措置

- (ア) 家きんの搬出入は、家畜防疫員が許可する場合を除いて禁止する。
複数の家きん舎を所有する農場では、家きん舎間の家きんの移動を禁止する。
- (イ) 飼料、敷料、家きん管理用具等、ウイルス汚染の恐れのあるものすべての

- 持ち出しを禁止する。
- (ウ) 家きんの管理者及び家畜防疫員以外の者の農場への立入を禁止する。
 - (エ) 農場主及び同居人は、他の家きん飼養場所への立入を禁止する。農場の従業員も同様とする。
 - (オ) 家きんの生産物（卵，堆肥等）及び家きんの死体は，家畜防疫員の許可する場合を除いて，持ち出しを禁止する。
 - (カ) 農場の出入口は1か所とし，消毒槽を設ける。
 - (キ) 農場主及び同居人が外出する場合は，その都度着替え並びに手指及び鞋底等の消毒を徹底し，作業着及び作業靴での外出を禁止する。農場の従業員も同様とする。



4 発生農場での防疫措置に関する事項

(1) 防疫作業方針

患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後 24 時間以内に殺処分を、72 時間以内に埋却を完了する。

また、殺処分された死体や汚染物品の処理については、基本的に埋却処分を行うこととする。焼却・発酵・化製処理については、県畜産課と現地対策本部が、周辺住民への説明や同意の確認、焼却場の処理能力と処分にかかる時間等を検討し、埋却のみでは処理が困難であり、焼却・発酵・化製処理を行うことで適正に処理が行えると判断したときに、動物衛生課と協議の上、実施するものとする。

【留意事項】 24 時間以内の殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで 5～10 万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで 3～6 万羽の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

(2) ウイルス拡散防止について

ア 発生農場にはウイルスが多数存在しているので、汚染ゾーン・清浄ゾーンを明確にして、ウイルスを外に持ち出さないようにする。

イ 防疫措置従事者が汚染ゾーンから退出する際には、動力噴霧器等で全身を消毒してから退出する。また、防疫作業に使用した資材・機材等も十分に消毒した後持ち出す。

ウ 野鳥及び野生動物の侵入並びにウイルスの拡散を防止するため、必要に応じて発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシート等で遮蔽する。

エ 農場内の全ての動物は隔離し、防疫作業中の家きんの逃走防止策を講じる。

オ 殺処分は原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

カ 汚染ゾーンには原則として私物の持ち込みは禁止する。やむを得ない場合には、ビニール袋で被覆等をして消毒等ができる状態にして持ち込む。

キ トイレは休憩時間に行くこととする。作業途中で行く場合には家畜防疫員に

- 申し出て、全身消毒等を行いウイルスを拡散させないようにしてから、トイレに行くこととする。
- ク 防疫措置従事者は帰宅後、移動に利用した車両の消毒や着用した衣服の洗濯を行い、入浴をして身体を十分に洗い流す。
 - ケ 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しない様にする。ただし、発生農場での防疫措置実施時等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、7日間を3日間まで短縮できる。

(3) 健康管理・感染予防対策について

- ア 防疫作業の総括は、防疫措置従事者の熱中症防止ために防疫作業中に定期的に休憩時間を設け、水分補給等を行うようにする。
- イ 防疫作業の総括は、防疫措置従事者の感染防止を念頭に置き、作業前に防疫措置従事者に必要事項を伝達するなどして、安全を確保しなければならない。
- ウ 防疫措置従事者はウイルス暴露防止のため、汚染ゾーンにおいてゴーグル・マスク・防護服等の着脱は行ってはならない。
- エ 防疫措置従事者は作業中に防護服等の破れ・破損が認められた場合には、速やかに家畜防疫員に届け出て、新しい物に交換する。
- オ 防疫措置従事者は、作業中に体調が悪くなった場合には速やかに家畜防疫員に届けて、その指示を受ける様にする。

(4) 安全管理について

- ア 家きん舎内の防疫作業は狭く暗い場所での作業が多く不慣れな作業であるため、防疫措置従事者同士の接触等の事故防止のために作業場所・作業内容を十分に把握しておく。
- イ 採卵鶏の場合多段のケージで飼養されており、高く不安定な状態で捕鳥することがあるため、踏み台の設置や、周囲の作業状況の把握、作業動線の確保等を行い、安全に作業できる様に工夫する。
- ウ 高床式等の2階建ての家きん舎では殺処分した鶏を下ろす作業を伴う場合があるので、作業スペースの確保等をして落下防止に努める。
- エ 殺処分に用いる液化炭酸ガスボンベ等の重量物を取り扱うことがあるので、複数人で取り扱う等、注意を払うようにする。
- オ フレコンバッグや資材等の移動・輸送の際にフォークリフトやショベルカー等の重機を使用するので、作業オペレーターへの指示・誘導や周囲への注意喚起をする係を配備する等、安全に配慮しながら作業を行う。

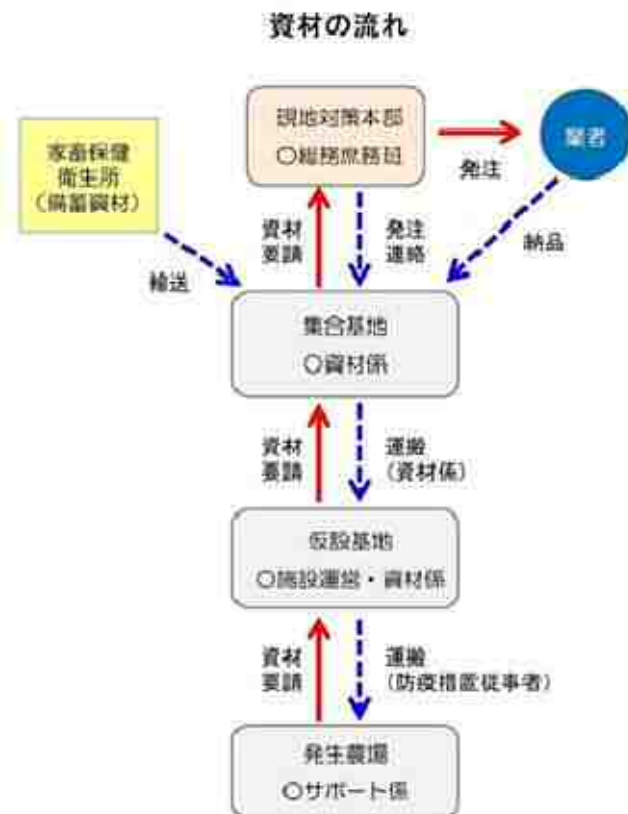
(5) 農場主への配慮

- ア 農場主は鳥インフルエンザの発生により精神的なダメージを受けているので、農場主の心情に配慮した言動に心掛け、作業エリア内で談笑する等の行為は慎む。
- イ 伝染病のまん延防止のために犠牲となった家きんに対して、殺処分終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表す。

- ウ 作業エリア内での防疫作業に関しては、ブルーシートで遮蔽するなど、必要に応じて外部から見られないようにする。
- エ 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に農場主へ十分に説明し理解を得ておく。また、計画に変更があったら随時農場主へ報告する。

(6) 防疫作業の資材について

- ア 防疫作業に用いる資材は通常時には鹿児島中央家畜保健衛生所の備蓄資材を使用し、在庫リスト等を作成し管理・確認しておく。
- イ 備蓄はできないが防疫作業に必要な資材・機材については発注先の確認等をあらかじめ行っておく。
- ウ 防疫作業を開始する際には備蓄資材は集合基地に輸送し、集合基地を中心に管理・配布する。
- エ 防疫資材の管理については各場所の資材担当者が、リストの作成、ホワイトボード等を利用した情報共有、要請元・要請先との確認を行い、適正に管理する。
- オ 各場所の資材担当係は備蓄が無くなった場合は、発生農場→仮設基地→集合基地→現地対策本部の流れで要請し、現地対策本部が業者に発注する。納品場所については集合基地とする。



5 防疫措置従事者の行程等

防疫措置従事者は、家きんの飼養等の有無、健康状態等を配慮して選定、配置するとともに、ウイルスを拡散させないことを念頭に置き、次の行程表をもって行動することとする。

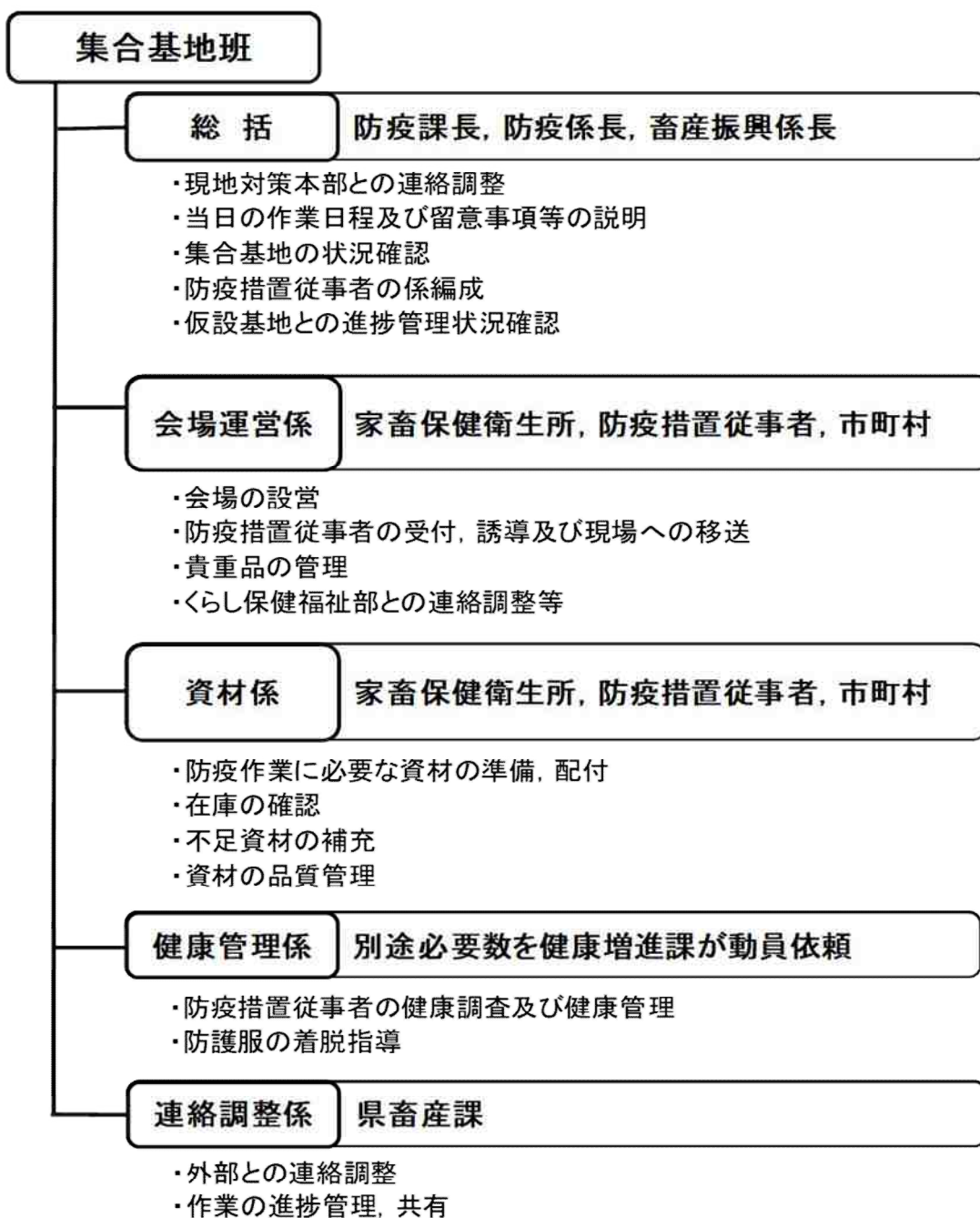


6 集合基地での作業（防疫作業開始前）

集合基地は、各地から集まる防疫措置従事者の一時的集合場所であり、全体の作業内容の説明、防護服等への着替え、防疫資材の配布などを行う場所として利用する。

(1) 組織体制と役割分担

集合基地には現地対策本部の集合基地班を配備する。なお各係には責任者を置く



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括

(ア) 現地対策本部との連絡調整

- a 現地対策本部が策定した作業計画書及び人員、機材、資材の確認を行う。
 - (a) 殺処分方法の確認（二酸化炭素ガス殺等）
 - (b) 処分家きんの搬出、運搬方法の確認（使用機材、重機等）
 - (c) 清掃、消毒方法の確認（清掃手順、使用薬剤、散布方法等）
 - (d) 埋却方法の確認（重機の搬入、埋却溝、面積等）
 - (e) 汚染物品処理方法の確認
 - (f) 各係の人員、班編制等の確認
 - (g) 作業日程の確認

(イ) 当日の作業日程の説明、留意事項の説明

防疫措置従事者に当日の作業日程、作業内容について、農場の概要図等を用いて説明する。

- a 家きん飼養者には直接防疫用務にあたらせない。
- b 初動防疫作業を通して防疫措置従事者の安全、健康確保のために留意事項等を説明する。

(ウ) 集合基地の状況確認

(エ) 防疫措置従事者の係編制

会場運営係及び健康管理係から防疫措置従事者のリストを受け取り、仮設基地と協議し、防疫作業の係編制をする。

(オ) 仮設基地との進捗管理状況確認

仮設基地と連絡を取り防疫作業の進捗状況を確認し、次のグループの移動等について協議する。

イ 会場運営係

(ア) 会場の設営

- a 防疫措置開始するまでの間に、早急に鹿児島中央家畜保健衛生所の備蓄資材を集合基地に輸送する必要がある。そのため、地域振興局・支庁から10~20名程度の資材積み卸しのための緊急の人員要請、輸送用のトラックの手配を行う。
- b 駐車場の確保、誘導、整理
- c 受付場所、防疫資材の配布場所、更衣室、集合場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、マイクロバスへの乗り込み場所等の設置を行う。この場合作業がスムーズに流れるように設置する。

(イ) 防疫措置従事者の受付・誘導及び仮設基地への輸送

- a あらかじめ作成しておいた名簿で、出席を確認するとともに、会場内での誘導を行う。
- b 集合基地~仮設基地のマイクロバスの運行を管理する。

(ウ) 貴重品の管理

総括から責任者として指名された者が、防疫措置従事者から預かった貴重品について、慎重に管理、保管する。

(エ) 暮らし保健福祉部との連絡調整等

くらし保健福祉部が行う健康調査等について円滑に行えるように場所や時間、人数等の調整を行う。

(オ) 飲食等の手配

ウ 資材係

(ア) 防疫資材の準備・配布

集合場所で着替える防護服、移動用の履き物等仮設基地に持って行く資材を準備しておくとともに、配布する。

(イ) 資材の在庫の確認及び品質管理と補給

a 資材係は資材台帳やホワイトボード等を用い、防疫資材の管理を行う。また、手袋等の劣化による破損等の確認など、調達した資材の品質管理を行う。

b 資材の補充が必要な場合は現地対策本部に要請する。また、状況に応じて業者に必要資材を直接発注する。その際の請求は現地対策本部総務庶務班の扱いとする。

c 要請の際には仮設基地と連絡を取り合い、誤発注や重複などを起こさないように注意する。

d 仮設基地への資材の輸送を行う。

エ 健康管理係

(ア) 防疫措置従事者の健康調査及び健康管理

防疫作業開始前の健康調査は問診票「高病原性鳥インフルエンザ健康調査問診票【作業前】」（様式編 p2）において行い、体温・血圧等を測定する。保健福祉部のマニュアルに基づいて実施する。また、作業中の事故、問題発生との連絡があった場合には、保健所長の指示のもと病院、救急車の手配を行う事となる。

(イ) 防護服の着脱指導

オ 連絡調整係

県畜産課から派遣された連絡調整係は、外部との連絡調整や作業の進捗管理及び情報共有を行う。

(3) 防疫措置従事者の集合基地での流れ

ア 集合

防疫措置従事者は、指示のあった時間に集合基地に集合する。

着替えやすい服装で、着替え、タオル等を持参する。（宿泊予定者は泊分の着替えを用意）集合基地へは各自又は対策本部が用意した専用バス等を利用して集合する。

イ 受付

会場運営係は、防疫措置従事者の受付を行い、体調が優れない場合には届けるように指示する。

ウ 問診

エ 作業内容の説明

総括は、防疫措置従事者を係ごとに集合させ、各係の係長を確認するとともに、作業当日の日程、防護服の着衣・脱衣方法、作業内容及び留意事項等につ

いて説明する。

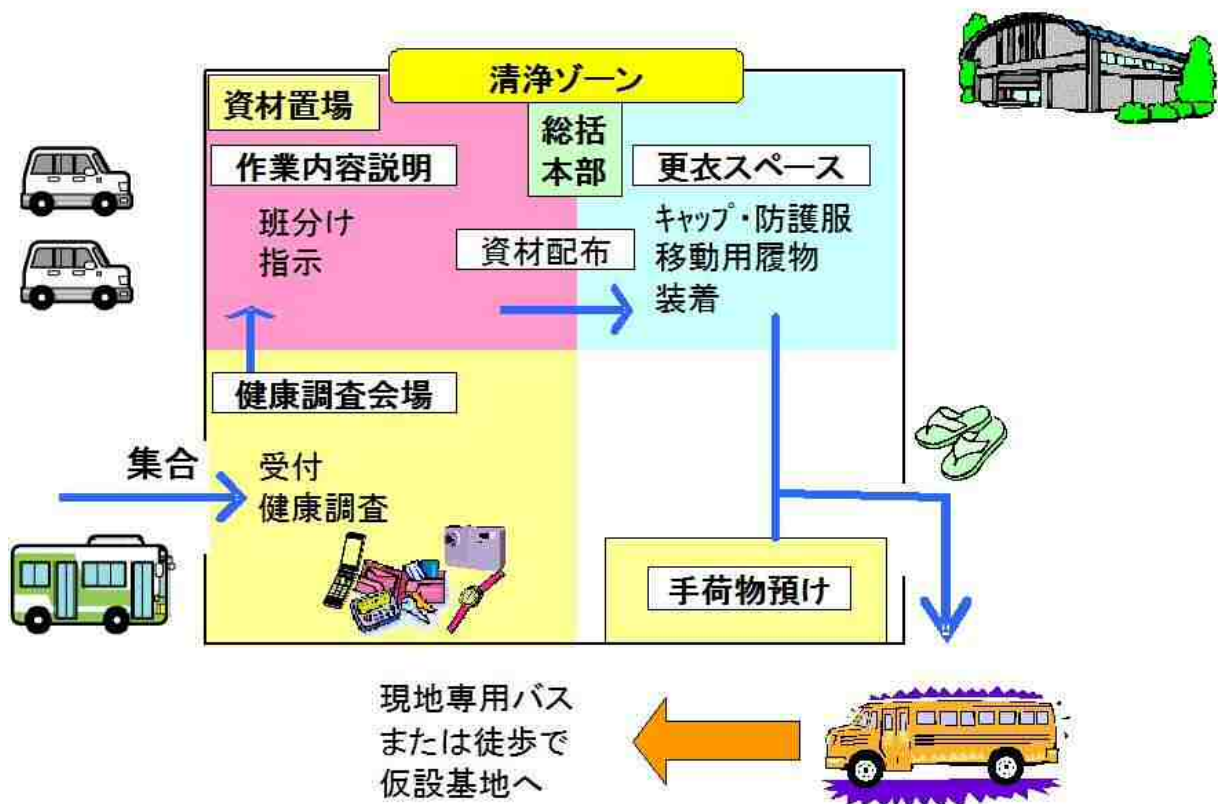
オ 防護服の受け取り及び防護服の着用

資材係は、防護服の胸・背面にマジックで係名・所属・氏名等を大きな文字で記入するよう指導する。また、腕には各係ごとに色つきのビニールテープを巻く様に指導する。

カ 作業場所への移動

預け所で作業場所内に持ち込めない私物を預け、移動用履物（サンダル等）に履き替えて集合基地から仮設基地まで専用バス等で速やかに移動する。

集合基地（農場出発前の作業内容説明，着替え等）



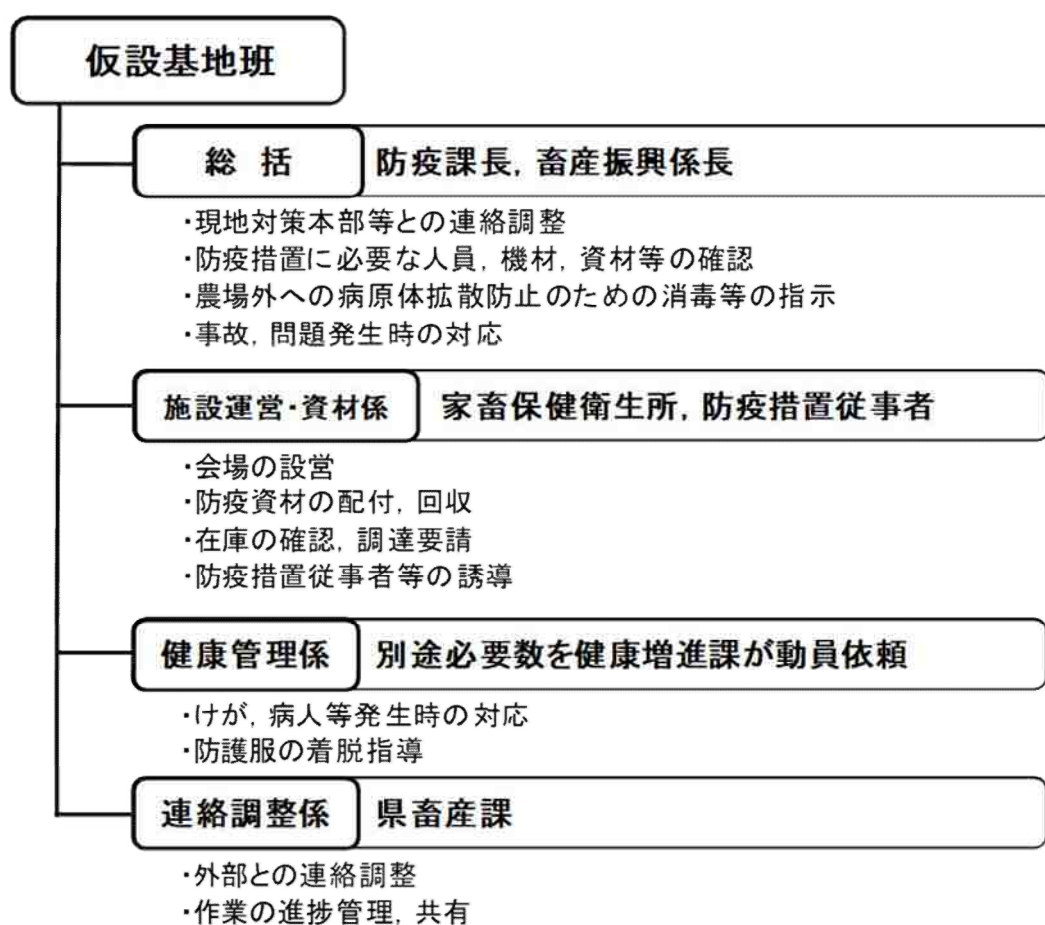
7 仮設基地での作業（防疫作業開始前）

発生農場及びその周辺にはウイルスが多量に存在する。そのため、作業を終えた防疫措置従事者が農場、埋却地等から他の地域へウイルスの拡散を防止するため仮設基地を設置する。

設置場所は発生農場に近く、できれば隣接地が望ましい。テントやコンテナハウス等を使って設置する。

(1) 組織体制及び役割分担

仮設基地には現地対策本部の仮設基地班を配備する。なお各係には責任者を配置する。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括

(ア) 総括責任者

仮設基地での作業が速やかに実行されるように指示するとともに、現地対策本部及び発生農場との連絡調整を行う。

a 現地対策本部等との連絡調整

作業日程や殺処分方法等の再確認を行い、作業状況や変更事項に応じて、現地対策本部及び発生農場総括責任者と協議・調整を行う。

- b 防疫作業に必要な人員，機材，資材等の確認
重機オペレーターや防疫措置従事者等の人員，機材，資材の配置の確認を行う。
 - c 事故，問題発生時の対応
事故，問題が発生した場合の連絡先を確認しておき，発生時には，健康管理係の報告を踏まえ，集合基地に応急処置や救急搬送等の対応を依頼する。
- (イ) 家畜防疫員
- a 農場外への病原体拡散防止のための消毒等の指示
ウイルス拡散防止のため，防疫措置従事者等に対して動線・着替え・消毒等の指示，輸送トラック等の搬出する機材の消毒等を指示する。
 - b 総括責任者の補佐
- イ 施設運営・資材係
- (ア) 会場の設営
- 会場の設営に当たっては，ウイルス拡散防止のため清浄ゾーンと汚染ゾーンを交差することのないように，保健福祉部と協議して，作業動線・配置等を決定する。
- a テント，コンテナハウス等を利用して，着替え場所，脱衣場所，消毒場所，うがい，手洗い場所等を確保する。
 - b 消毒用の動力噴霧器の確保，水の手配を行う。
 - c 防疫措置従事者の仮設基地内での誘導を行う。
 - d 休憩場所・飲料水等を確保する。
 - e 使用済み防疫資材置き場を確保する。
- (イ) 防疫資材の配布，回収
- a PPEに必要な防疫資材を配布する。
 - b 使用済みの防疫資材を定期的に回収し，適正に管理する。
- (ウ) 在庫の確認・調達要請
- a 在庫台帳等を利用して必要な防疫資材の在庫状況を把握する。また，発生農場連絡調整班からの連絡をもとに発生農場に必要な資材を供給する。
 - b 資材が不足する場合には集合基地に手配を要請する。
- (エ) 防疫措置従事者等の誘導
- a 専用バス等輸送車両の仮設基地周辺での誘導を行う。
 - b 防疫措置従事者の迎え入れ，送り出しを行う。
- ウ 健康管理係
- (ア) けが，病人等発生時の対応
- けが，病人等発生時の対応については，感染症担当者が集合基地に連絡を行う。併せて，総括責任者へ報告する。
- (イ) 防護服の着脱指導
- エ 連絡調整係
- (ア) LINE 等の情報共有ツールを活用し，仮設基地外部との連絡調整を行う。
- (イ) ホワイトボード等を活用し，仮設基地内の作業の進捗管理・共有を行う。

(3) 防疫措置従事者の仮設基地内での流れ

ア 防疫資材の配布・装着（手袋，マスク，ゴーグル，長靴等）

（ア）資材係は，防疫措置従事者に，作業用の資材を配布

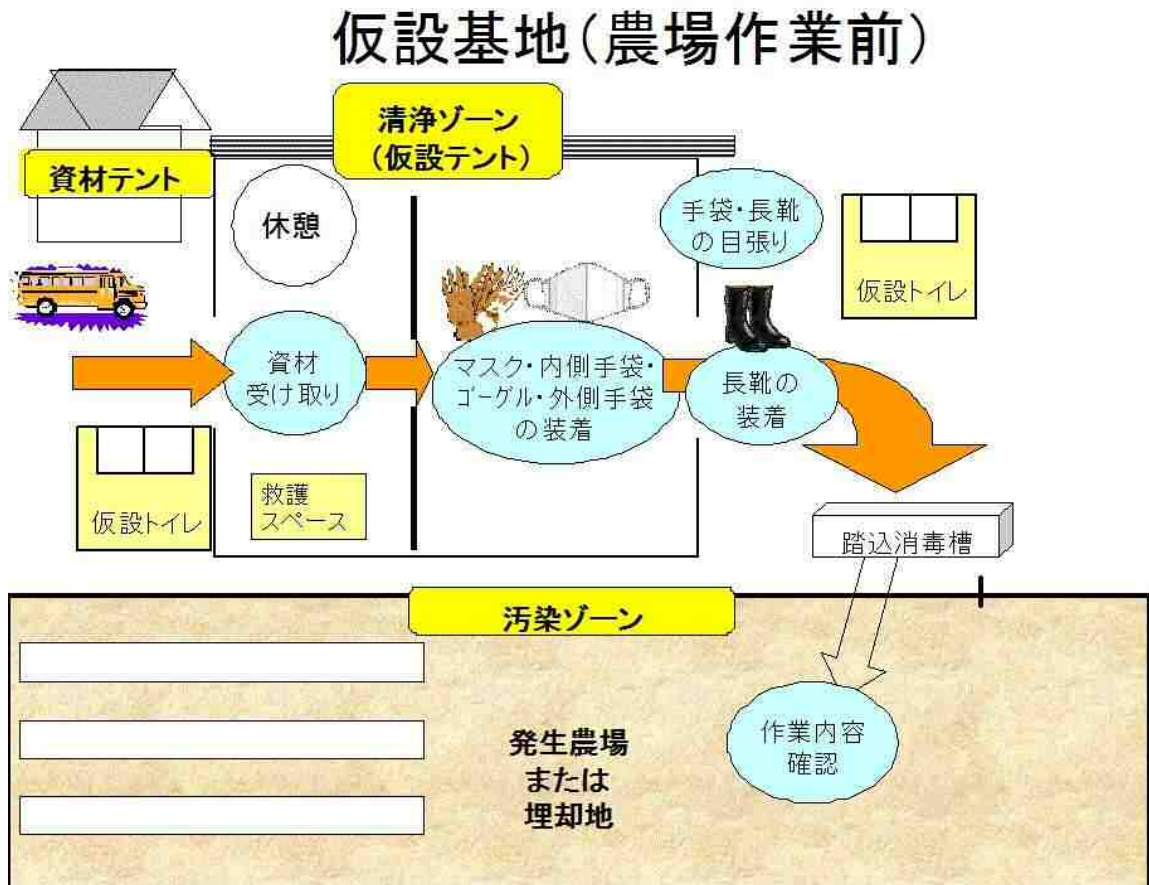
（イ）防疫措置従事者は，受け取った手袋，マスク，ゴーグル，長靴等の装着。
この時「PPE指導員」が指導及び支援を行う。

イ 作業場所への移動

準備が完了した防疫措置従事者は発生農場，埋却地などの作業場所へ移動する。

ウ 休憩時の移動

休憩時にはPPEを解除してから休憩場所へ移動し，農場に入る場合は再び新しいPPEを装着する。



※ 仮設基地の配置等については保健福祉部と協議する。

8 発生農場での作業

(1) 組織体制

発生農場には現地対策本部の防疫対応班、評価・記録班及び連絡調整班を配備する。なお必要に応じて責任者を配置する。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括

(ア) 総括責任者

- a 防疫作業方針の決定と家畜防疫員の指揮
- b オペレーター等との調整
 - (a) 作業の行程の打合せをし、具体的な重機等を配備する。
 - (b) 作業場所を確認する。
- c 事故、問題が発生した場合の対応（仮設基地総括責任者との連絡調整）

(イ) 家畜防疫員

- a 人員の確認、作業工程の説明と進行・調整
- b 防疫措置従事者への係の割り当て、作業上の留意事項の伝達

イ サポート係

- (ア) 作業場の管理、資材の配布・回収
- (イ) 不足資材の手配（連絡調整班への報告）

ウ 殺処分係

- (ア) 殺処分のための捕鳥等、または、やむを得ない場合の家きん舎外で殺処分実施のための家きんの移動
- (イ) 二酸化炭素ガス又は泡殺鳥機等による殺処分
- (ウ) 家きん（数）の記録

エ 搬出係

殺処分した家きん（90Lポリ容器（ペール）等）を家きん舎等から搬出しフレコンバッグ等に投入

オ 積み込み係

- (ア) 埋却地までトラックで輸送する場合、ウイルスの拡散防止の処置をする。
シート等で処分家きん、汚染物品等の被覆
- (イ) 輸送用のトラックに処分家きん、汚染物品を積み込む時の補助

カ 車両消毒係

農場出入口に待機し、車両の消毒、誘導、動線のゾーニング管理

キ 輸送係

埋却地までの処分家きん等の運搬車両に随行

ク 農場清掃消毒係

- (ア) 処分家きん搬出後の敷料等の汚染物品の搬出
- (イ) 農場の清掃、消毒

ケ 重機オペレーター

- (ア) 防疫作業に必要なホイールローダー等の重機の操作については、業者へ委託
- (イ) 総括と、作業についての打合せの実施

コ 評価・記録班

- (ア) 殺処分予定家きん、汚染物品について評価・写真撮影
- (イ) 農場内での防疫作業の状況について記録・写真撮影

サ 連絡調整班

- (ア) LINE等の情報共有ツールを活用し、発生農場外部との連絡調整
- (イ) ホワイトボード等を活用し、発生農場内作業の進捗管理・共有

(3) 防疫措置従事者の農場内での作業の流れ

ア 作業前の説明（家畜防疫員）

- a 防疫措置従事者を係毎に編成・整列させ、人員を確認する。
- b 作業行程の説明を行うとともに、具体的な作業内容、作業上の注意点についても十分に説明し、安全性の確保に努める。
- c 作業の途中で気分が悪くなったり、事故等発生した場合は速やかに家畜防疫員に届け出るように指導する。

イ 評価（評価・記録班）

- a 殺処分の前に、評価人は、殺処分予定家きんを確認し、代表的な個体について、体格がわかる様に写真を撮る等、評価のための参考資料等を確保する。また、家きん卵、飼料、排せつ物、薬品等の汚染物品についても同様に実施する。
- b 殺処分等の防疫措置の状況等を写真等に記録する。

ウ 殺処分・搬出・積込（殺処分係、搬出係、積込み係、車両消毒係、輸送係）
殺処分は発症家きん舎を優先する。

(ア) 殺処分

a ガス殺

- ①90 L ポリ容器（ペール）、ペール運搬用台車、二酸化炭素ガス等の機材等が必要。
- ②家きんを捕鳥し、ペールに投入する。（約 10 羽/個）
- ③二酸化炭素ガスをスノーホーンで5 秒間注入する。
- ④60～90 秒密封する（搬出時間で確保）。

b 搬出

殺処分後、家きんを入れたペールを家きん舎から搬出し、フレコンバッグ等に投入するための補助作業を行う。

c 積込

- (a) 重機で埋却場所へ移動又は輸送車両（埋却場所が、農場内でない場合）へ積込むための補助作業を行う。
- (b) 埋却場所が離れている場合には、ウイルスの飛散防止対策として処分家きん等をシートで覆う。

(イ) 車両消毒

- a 農場出入口付近に待機し、動力噴霧器を用いて出入りする車両、重機等の誘導・消毒を実施。
- b 農場出入りの都度、車両表面全体を十分に消毒する。
※ 車両の運転手は原則として作業中は車外に出ないこととする。車外に出入りする際は運転手、車両内部についても厳重に消毒する。
- c 車両と防疫措置従事者の動線ができるだけ交差しないよう、ゾーニングを管理する。

(ウ) 輸送

- a やむを得ず、発生農場から埋却地まで処分家きん、汚染物品等を輸送する場合は、動物衛生課と協議の上、次の事項に留意しながら作業を行う。

【留意事項】

- ・ 輸送中のウイルス拡散防止のため密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが準備できない場合は輸送車両の荷台床及び側面をブルーシート等で覆い、更に処分家きん積載後、上部もブルーシート等で覆う等の措置を講ずる。
- ・ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ・ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ・ 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車輛を十分に消毒する。
- ・ 輸送車両の後ろを消毒車（散水車）で追走し、運送道路を消毒する
- ・ 運搬終了後は、車両及び輸送に使用した資材を直ちに消毒する。
- ・ 汚染物品の移動時には、移動経過を記録する。

上記の他に次の事項にも留意する。

- ・ 輸送するものが死体の場合、死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行すること。同行する者については、家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた県職員等でも可能とする。
- ・ 輸送するものが汚染物品の場合は、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。（様式編 p22）

b 処分家きん、汚染物品の積込み等は、搬出係、積込み係と協力して行う。

【留意事項】 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、

- ①焼却のため死体を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点で、
 - ②発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、
- 動物衛生課と協議の上、死体の処理が完了したとみなすことができる。

(エ) 農場の清掃・消毒（法第 25 条）（農場清掃消毒係）

- a 処分家きん搬出後、汚染物品（家きん卵等の生産物、排せつ物、敷料、飼料等）を消毒後搬出する。搬出作業はショベルローダー等の重機、フレコンバック等の資材も活用する。
- b 家きん卵は次のものを汚染物品とする。
 - ①家きん卵（ただし、病性判定日から遡って 7 日目の日前に採取されて区分管理されていたもの、GPセンター（液卵加工場を含む。）等で既に

処理されていたもの及び種卵を除く。)

- ②種卵（ただし、病性判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- c 家きん管理用器具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き埋却する。
- d 汚染物品搬出後、家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場奥から出入り口に向かって行う。動力噴霧器、ブラシ、スコップ等を用い、ふんや塵埃等の除去を隅々まで行う。家きん舎周囲も同様に清掃する。
- e 清掃終了後、家きん舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、逆性石けん等の消毒薬で、清掃作業と同様に農場奥から出入り口に向かい消毒、更に消石灰を散布する。
- f すべての作業終了後には、使用した重機、機材等も厳重に消毒する。農場の消毒作業は家きんの再導入までに少なくとも 1 週間間隔で 3 回以上実施する。
- g 消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

【留意事項】 汚染物品の処理について

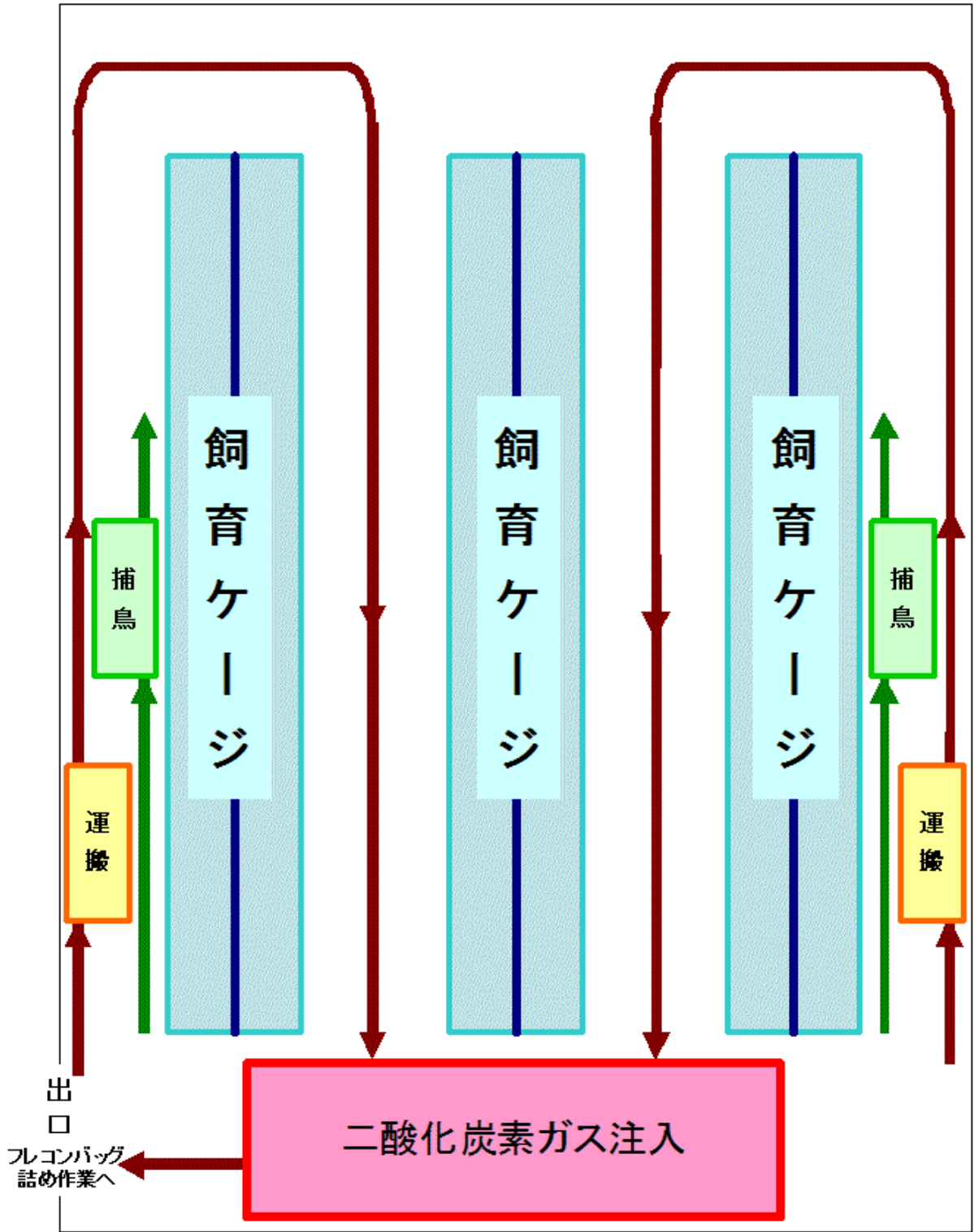
汚染物品の処理については、

- ①焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点で、
- ②発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、

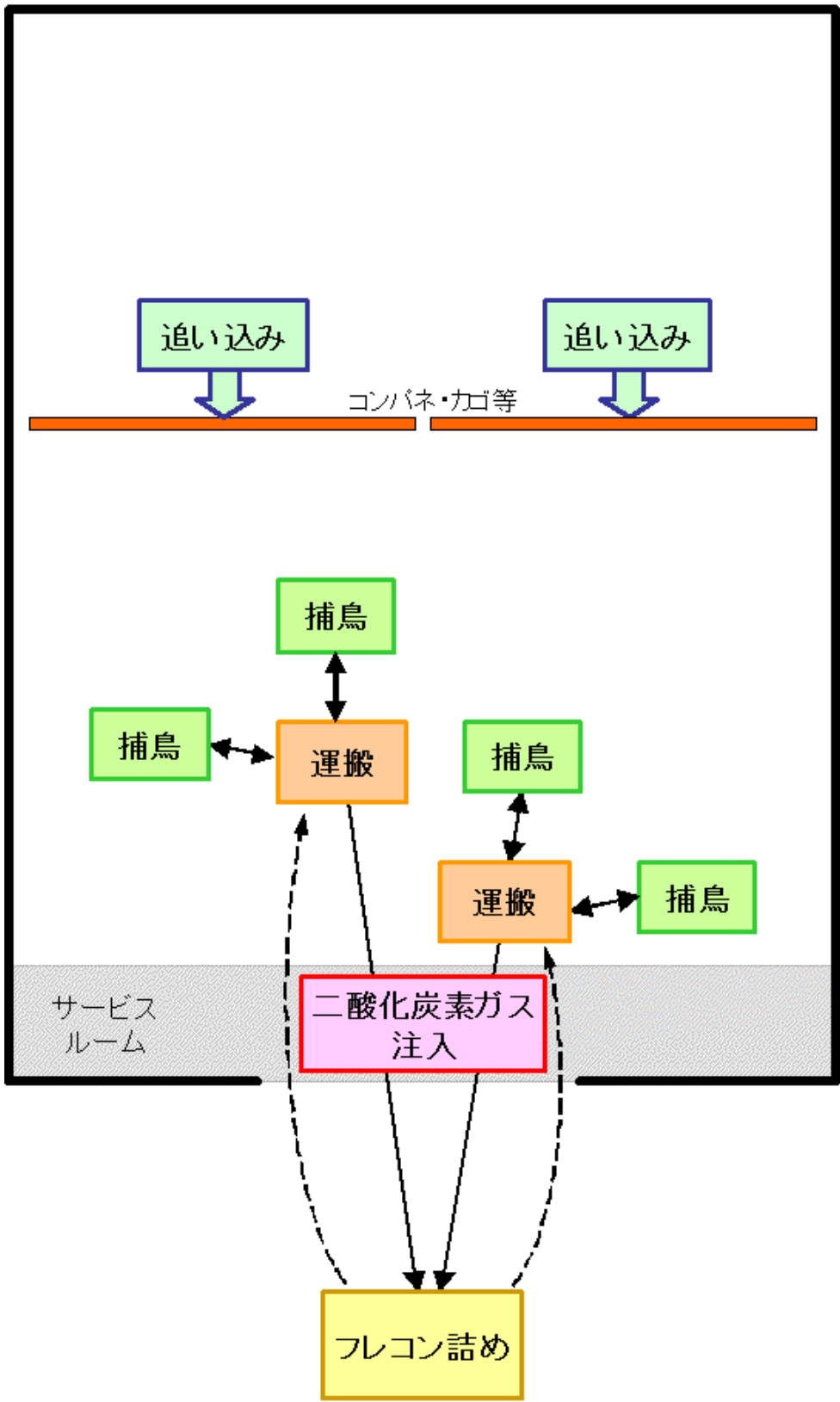
動物衛生課と協議の上、汚染物品の処理が完了したとみなすことができる。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

ケージ式(レイヤー)鶏舎内の作業動線のイメージ



平飼い(ブロイラー)鶏舎の作業動線のイメージ

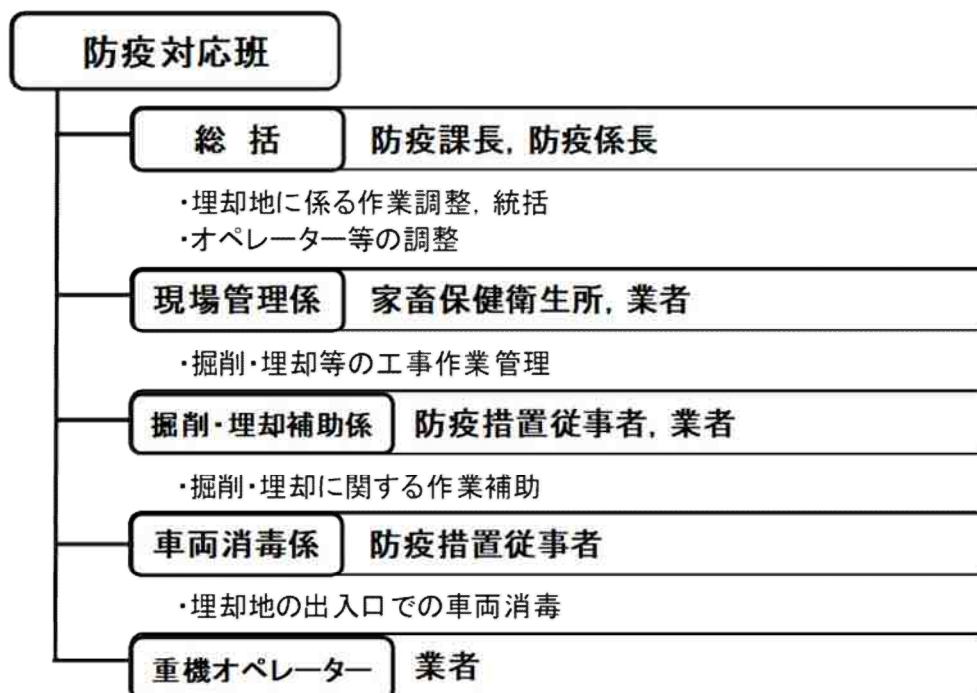


9 埋却場所での作業

埋却場所は、原則として発生農場内又はその近くに確保するよう努める。埋却場所が仮設基地から離れた場所であった場合には、現地対策本部と協議の上、ウイルス拡散防止を考慮しながら、防疫措置従事者が作業を行えるようにする。

(1) 組織体制

埋却場所には現地対策本部の防疫対応班を配備する。



(2) 作業の流れ

ア 総括

(ア) 掘削作業前の確認, 打合せ

- 対策本部が作成した作業計画書及び資材の数量, 配置場所を確認する。
- 埋却溝の掘削位置や重機の作業位置, 輸送車両による処分家きん搬入時の作業動線をチェックする。

(イ) 防疫フェンス設置の指示

- 作業計画書を基に現場管理係（業者）への防疫フェンスの仕様や設置の位置等の打合せを行う。
- 防疫フェンスは鉄パイプ等を組み, ブルーシート又は寒冷紗を括り付けて製作する。
- 防疫フェンスは高さが外部から視線を遮蔽できる様におおよそ3mになるよう設置する。
- 設置作業員は, 仮設基地にて防護服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用するよう指示する。
- 設置後は計画に沿った物であるか設置状況を確認する。

- (ウ) 埋却溝掘削作業の指揮, 監督
 - a 作業計画書を基に現場管理係(業者)への掘削・埋却計画について打合せを行う。
 - b 仮設基地にて防護服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し, 埋却地へ入場する。
 - c 重機類の搬入を指示し, 機材等と併せて確認を行う。
 - d 機材等の確認が出来たら掘削を開始させる。
 - e 作業中は安全に配慮し, 確認を十分に行う。
- (エ) 処分家きん・汚染物品投入作業の準備
 - a 仮設基地より入場してきた防疫措置従事者(業者以外)を集合させる。
 - b 防疫措置従事者を班ごとに編制, 整列させ, 点呼を行い人員を確認する。
 - c 対策本部が作成した作業計画書に基づいて各班の作業内容の説明及び打合せを行う。
 - d 作業行程及び内容等について説明を行うとともに, 作業上の注意点についても十分に説明し, 安全性の確保に努める。
 - e 作業の途中で気分が悪くなったり, 事故等発生した場合は速やかに届け出るように指導する。
 - f 埋却に関する資材の準備を指示する。
 - g 掘削状況を確認した上で, 埋却溝の法面及び底面に消石灰散布を指示する。
 - h 消石灰は主に重機を使用して, 1 kg/m²を目安に散布させる。
 - i 掘削・埋却補助係には消石灰散布作業を補助するよう指示する。
 - j 消石灰散布の終了後は, 地下水汚染の可能性がある場合など状況により掘削・埋却補助係に埋却溝掘削面へ浸透防止のブルーシートの設置を指示する。
 - k ブルーシート設置後は再度の消石灰散布を行う。
 - l 消石灰散布に際してはなるべく飛散しないよう注意する。
- (オ) 処分家きん及び汚染物品投入の指揮, 監督
 - a 発生農場からトラックにて搬入運搬される処分家きんを確認する。
 - b 処分家きん及び汚染物品は掘削・埋却補助係がフレコンバッグ等に投入した後, 重機による吊り上げを指示し, 埋却溝へ投入させる。
 - c 作業中は安全に配慮し, 確認を十分に行う。
- (カ) 埋め戻し作業の指揮, 監督
 - a 処分家きん・汚染物品の投入完了後, 重機を使用して, 1 kg/m²を目安に消石灰を散布させる。
 - b 掘削・埋却補助係には消石灰散布作業の補助を指示する。
 - c 消石灰散布後, 固定用の杭と共にブルーシートを埋却溝へ投げ入れるよう指示する。
 - d 消石灰散布後, 処分家きんの上に2 m以上の覆土となるよう埋め戻しを指示する。
- (キ) 埋却地への消石灰散布作業の指揮, 監督
 - 重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させ, その後, 埋却地全体が,

均一に被覆されるように防疫措置従事者に竹ホウキなどで散布させる。

(ク) 撤収作業の指揮, 監督

- a 埋め戻し完了後, 埋却地には家畜伝染病予防法施行規則第 30 条により立て看板を設置する。
- b 立て看板には病名, 家きんの種類, 埋却年月日, 発掘禁止期間 (3 年) を記載する。
- c 作業終了後に防疫フェンスを撤去させる。
- d 全ての作業終了後, 重機, 機材及び資材等の清掃・消毒を指示し, 消毒済みの重機等を搬出させる。
- e 機材の搬出が終了したら, 防疫措置従事者を集合させ, 点呼を行い人員を確認する。
- f 最後に防疫措置従事者を消毒させた上で埋却地より退場させ, 仮設基地で防護用具を廃棄する。

告

当地は, 家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき, 下記のとおり発掘を禁じます。

【病名】 高病原性鳥インフルエンザ

【家畜の種類】 ○

【埋却年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【発掘禁止期間】 上記埋却年月日から3年間

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家畜保健衛生所

イ 現場管理係

(ア) 防疫フェンスの設置

- a 仮設基地にて防護服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し, 埋却地へ入場する。
- b 埋却地周囲に設置する防疫フェンスの仕様や設置の位置等について総括と打合せを行う。
- c 防疫フェンスは鉄パイプ等を組み, ブルーシート又は寒冷紗を括り付けて製作する。
- d 防疫フェンスの高さは外部から視線を遮蔽できる様におおよそ 3 m になるよう設置する。

- (イ) 埋却溝掘削作業の指揮, 監督
 - a 作業計画書を基に掘削・埋却作業について総括と打合わせを行う。
 - b 以後の役割としては総括の下, 重機オペレーターへの指示, 監督が主な役割となる。
 - c 重機の搬入を指示する。
 - d 掘削, 埋却作業について重機オペレーターと打合わせを行い, 掘削作業を開始, 作業中は作業を監督する。
 - e 掘削の完了した埋却溝の底面及び法面に消石灰を散布させ, その上に状況によりブルーシート敷設完了後, 再度消石灰を散布させる。
 - f 消石灰散布は1 kg/m²を目安に散布させる。
- (ウ) 処分家きん・汚染物品投入作業の指揮, 監督
 - a 発生農場より輸送車両にて運搬されてくる処分家きん(フレコンバッグ等)の投入作業を指示する。
 - b フレコンバッグ等に詰められた処分家きん及び汚染物品を重機で吊り上げて投入する作業の指示を行う。
- (エ) 埋め戻し作業の指揮, 監督
 - a 投入完了後の埋却溝に重機を使用して消石灰を散布させる。
 - b 掘削・埋却補助係によりブルーシートが埋却溝に投げ入れた後, 処分家きんの上2 m以上の覆土となるよう埋め戻しを指示する。
- (オ) 埋却地への消石灰散布作業の指揮, 監督
 - a 重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させる。
 - b 細かな部分は他の防疫措置従事者が行う。
- (カ) 撤収作業
 - a 作業の最後に防疫フェンスを撤去する。
 - b 全ての作業終了後, 重機, 機材及び資材等の清掃・消毒を指示し, 重機等を消毒後に搬出させる。
 - c 最後に全身を消毒した上で埋却地より退場し, 仮設基地で防護用具を廃棄する。
- ウ 掘削・埋却補助係
 - (ア) ブルーシートの設置(状況により実施することとし, 杭打ち, シートを広げる, 杭に結びつける)
 - a ロープを約3 mの長さに切断する。
 - b ブルーシートの両端に2 m間隔にロープを結んでおく。
 - c 1本目の埋却溝の掘削が終了した後, 総括の指示に従い, 埋却溝辺縁より1 m離れた場所に2 m間隔の距離で杭を打つ。
 - d 掘削面にブルーシートを広げ, シート上端が地表から1 m程度下がる状態でロープを杭に結び付ける。
 - e 次のブルーシートは設置したシートと2 m重ね, 同様の方法で設置する。
 - (イ) 埋却溝への消石灰散布の補助
 - 埋却溝掘削及びブルーシートを設置し, 処分家きん・汚染物品投入後に重機によって消石灰の散布をするが, 袋入りの場合, まずバケツに消石灰を

投入し、その後散布する。

(ウ) 殺処分家きん投入時の補助

フレコンバッグ等を重機の吊り荷用フックにかける。

(エ) ブルーシート投げ入れ

埋却溝への処分家きん・汚染物品の投入と消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、シートを留めていた杭を引き抜き埋却溝へ投げ入れる。

(オ) 埋却地への消石灰散布補助

処分家きん・汚染物品の埋却溝への投入、埋め戻し、重機による埋却地の消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、埋却地全体が消石灰で均一に被覆されるよう竹ホウキ、バケツ等を利用し拵げていく。

【作業上の注意】

重機周辺、埋却溝付近など危険な場所での作業が多いことから次の点に注意する

- a 重機周辺で作業をする時は必ずヘルメットを着用すること。
- b 埋却溝の法肩（端）に近づかない。
- c 重機の旋回範囲内（重機が届く範囲）には立入らない。
- d 重機周囲での作業が必要な場合（特に処分家きん及び汚染物品（フレコンバッグ等）の吊り下げ作業、消石灰のバケツへの投入）は、重機のバケツ等が停止したことを確認し、オペレーターとの確認が取れてから重機に近づき作業を行う。作業終了後は速やかに重機から離れる。

エ 車両消毒係

(ア) 埋却地入場、退出時の車両、重機等の消毒

- a 埋却準備が完了、処分家きんの搬入が開始されるとの連絡を受けた総括からの指示を受け、埋却地出入口に設置してある動力噴霧機の付近に待機する。
- b 運搬車両の入場時、埋却地出入り口付近にて停止させる。
- c 動力噴霧機を稼働させ、車両全体を消毒する。
※ 処分家きんを運搬する車の運転手は原則として作業中は車外に出ないこととする。車外に出入りする際は運転手、車両内部についても消毒実施する。
- d 運搬車両の退出時も同様に埋却地出入り口付近にて消毒をする。特に処分家きんを搭載していた荷台、被覆していたブルーシートは念入りに消毒する。
- e すべての処分家きんの運搬作業が終了し、車両の出入りが無くなった時点で、総括の指示を受け、その他作業に移行する。

(イ) 作業終了後の車両、重機等の消毒

埋却地におけるすべての作業終了後、総括の指示を受け出入り口付近へ移

動、作業に使用した車両、重機、運転手、オペレーターを動力噴霧機で消毒する。

オ 重機オペレーター

(ア) 重機の搬入

- a 仮設基地にて防護服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し、重機に搭乗し、操作する。
- b 現場管理係の指示に従い重機を搬入する。

(イ) 埋却溝掘削作業

- a 現場管理係より掘削・埋却計画の説明を受け、打合せを行う。
- b 現場管理係の指示に従い、埋却溝を掘削する。
- c 埋却溝は深さ4m、地上幅6mを確保する。(長さ及び掘削本数については埋却羽数等により算出する。)
- d 掘削終了後は埋却溝底面及び法面に消石灰を散布する。
- e 消石灰は1kg/m²を目安に散布する。
- f 散布作業に当たっては消石灰の周囲への飛散に注意する。
- g 掘削・埋却補助係によりブルーシートが埋却溝に敷設された後、再度消石灰を散布する。

(ウ) 処分家きん・汚染物品投入作業

- a 輸送車両にて発生農場より運搬されてきた処分家きんを、掘削・埋却補助係と連携して埋却溝に投入する。
- b 投入作業は掘削・埋却補助係がフレコンバッグ等に入れた処分家きん及び汚染物品を重機で吊り上げ、埋却溝底に並列に並べるように投入する。
- c 吊り上げ時にロープを使用した場合は結んだままとする。

(エ) 埋め戻し作業

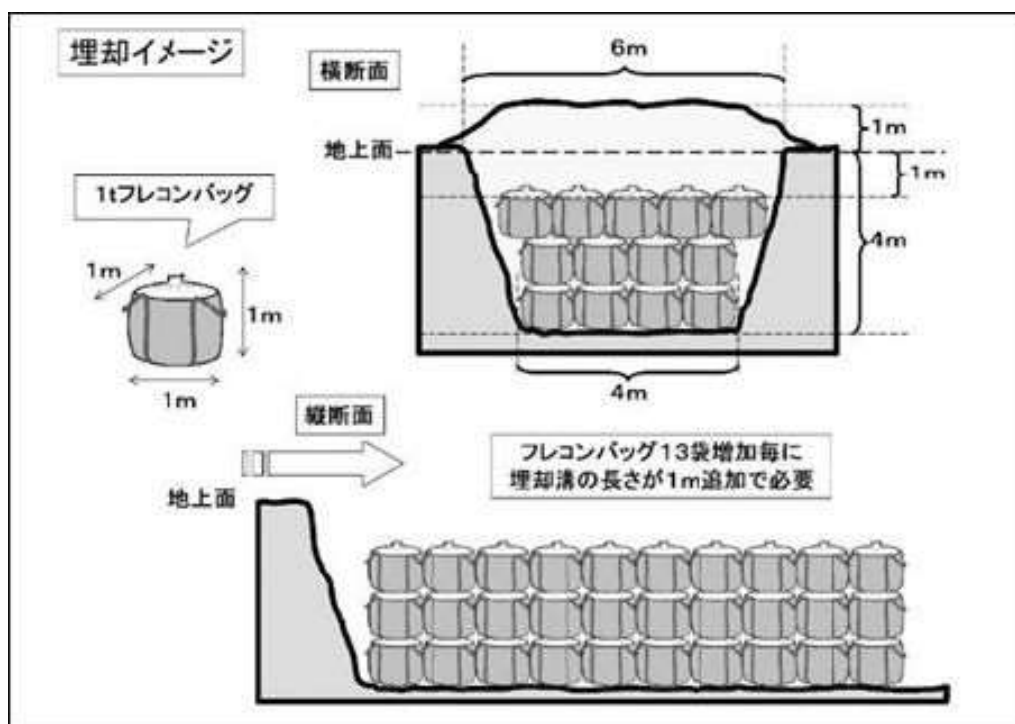
- a 投入完了後の埋却溝に重機を使用して消石灰を散布する。
- b 掘削・埋却補助係によりブルーシートの埋却溝投げ入れ後、処分家きんの上2m以上の覆土となるよう埋め戻しする。

(オ) 埋却地への消石灰散布作業

- a 埋却終了後、重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させる。
- b 細かな部分は他の防疫措置従事者が行う。

(カ) 撤収作業

- a 全ての作業終了後は重機の消毒を行う。
- b 消毒完了した重機を埋却地より搬出する。
- c オペレーター自身も消毒を行った後、埋却地を退場後仮設基地にて脱衣する。



10 仮設基地内での作業（防疫作業終了後）

防疫作業終了後にウイルスの拡散を防止するために、作業着等の交換、履き物の交換、手洗い、うがい等を行う。

（1）各係の具体的な作業内容

ア 総括（家畜保健衛生所）

仮設基地での作業が速やかに実行されるよう指示するとともに現地対策本部との連絡調整を行う。

- （ア）作業終了の報告
- （イ）作業進行状況の報告（殺処分羽数、埋却羽数等）
- （ウ）ウイルス拡散防止のための、着替え、消毒の方法等の指示
- （エ）事故、問題が発生しなかったかの確認と対応
- （オ）防疫措置従事者の専用バス等への誘導

イ 施設運営・資材係（地域振興局・支庁及び市町村）

- （ア）防疫作業で使用した作業着等の回収と廃棄
- （イ）翌日に使用する防疫資材の準備と不足分の補給
- （ウ）防疫措置従事者の迎え入れ、送り出し

ウ 健康管理係（地域振興局・支庁及び市町村（保健師））

保健福祉部のマニュアルに基づいて実施する。

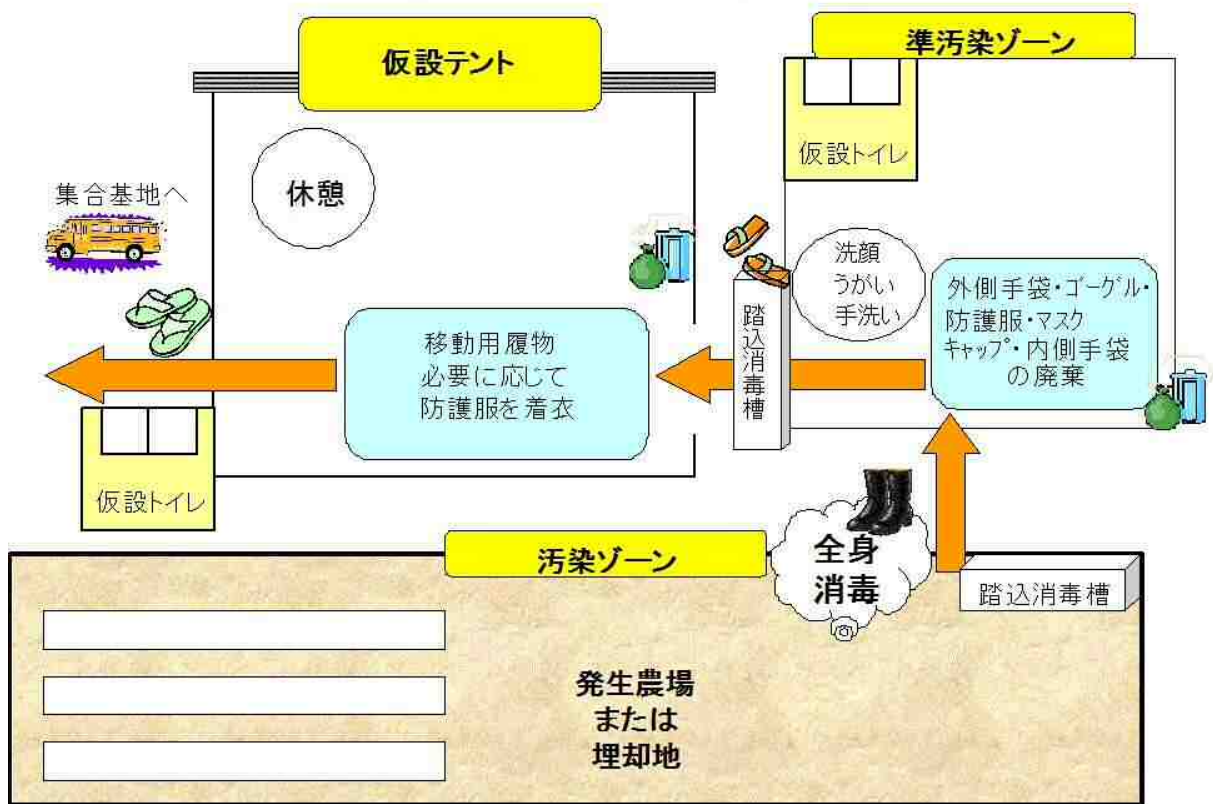
（2）防疫措置従事者の仮設基地内での流れ

ア 作業場所からの移動

農場出口で防護服の上から全身を消毒してから仮設基地へ移動する。

- イ 防護服等の脱衣
準汚染ゾーンで、手袋、マスク、ゴーグル、長靴、防護服等を脱ぎ、廃棄用の容器に投入する。脱衣後、洗顔、うがい、手洗いをする。
- ウ 着替え
仮設テントに入り、必要に応じて防護服を着用する。
- エ 集合基地への移動
移動用履物（サンダル等）に履き替えて、専用バス等で移動する。

仮設基地（農場作業後）



11 集合基地内での作業（防疫作業終了後）

最終的なウイルスの拡散防止のために、全ての衣類を交換する場所として利用する。

防疫措置従事者の最終点呼をするとともに、自宅等に帰ってからの注意事項を説明する。

（1）各係の具体的な作業内容

ア 総括（家畜保健衛生所）

現地対策本部が策定した作業計画書及び機材、資材を確認する。

（ア）現地対策本部との連絡調整

- a 人員の確認
- b 重機、機材、資材の確認及び不足分の補充
- c 作業上の問題点の検討

（イ）留意事項の説明

防疫措置従事者に自宅に帰ってからの留意事項（例；作業後7日間は家きん等に接触しない）等を説明する。

イ 会場運営係（地域振興局・支庁及び市町村）

（ア）受付名簿で、防疫措置従事者の確認

（イ）預かっていた貴重品等の返還

ウ 資材係（地域振興局・支庁及び市町村）

（ア）防疫措置従事者の防護服等の回収と廃棄

（イ）次回配布分の防疫資材の準備、資材の在庫の確認、不足分の補充

エ 健康管理係（保健師等）

（ア）防疫措置従事者の健康調査及び健康管理を行う。

防疫作業後の健康調査は問診、体温・血圧等の測定を行う。

（イ）保健所が防疫措置従事者を対象に防疫作業のあった日の翌日から10日間の健康観察を行う旨を説明する。

（ウ）保健福祉部のマニュアルに基づいて実施する。

（2）集合基地内での流れ

ア 作業場所からの移動

仮設基地から集合基地までは専用バス等で移動する。

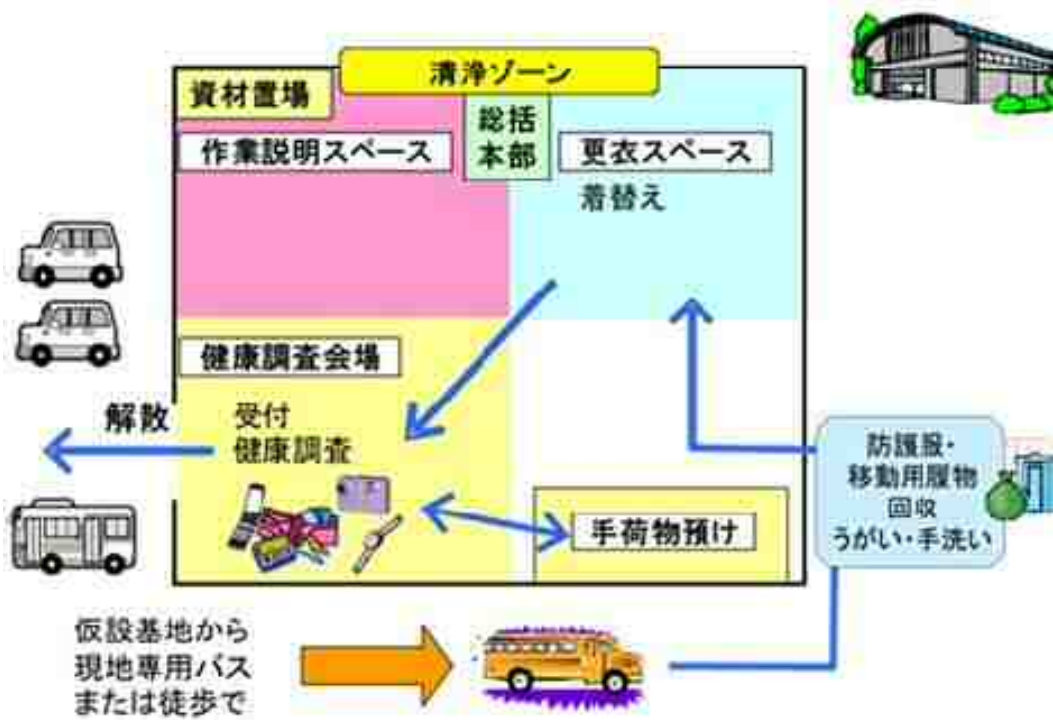
イ 受付

着替え後、会場運営係が防疫措置従事者等の確認を行い、貴重品等を返却する。

ウ 問診

エ 解散

集合基地(農場帰途後の着替え, 健康調査等)



12 発生農場における家きん及び汚染物品の評価

殺処分される家きん及び汚染物品等の評価額に対して法第 58 条に基づく手当金が交付される。この評価額の決定にあたっては、農林水産大臣は県知事の意見を聞くこととされており、さらに県知事は家きん等の評価についてあらかじめ選定した 3 人以上の評価人の意見を聞くとされている。なお、評価人は現地対策本部の評価・記録班に所属する。

評価額の算定は迅速かつ適切に行う。

(1) 殺処分時における評価物の確認

ア 家きん

殺処分前に、殺処分の対象となる家きんの羽数、日齢、導入日などについて確認し、記録する。また、代表的な個体について、体格がわかる様に写真を撮る。患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

イ 汚染物品

次に焼却または埋却の対象となる汚染物品について物品の内容や数量などの確認、写真撮影を行う。国の指針に示される汚染物品は次のものである。

(ア) 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）

(イ) 種卵（ただし、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(ウ) 排せつ物

(エ) 敷料

(オ) 飼料

(カ) その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) 評価人の選定（法 58 条第 5 項）

評価人は施行規則 62 条により①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものの中からそれぞれ 1 名以上選定するものとされている。

具体的には①は家畜保健衛生所職員、②は発生した市町村の畜産担当者、③には発生農場が所属する養鶏団体の職員の選定が考えられる。

(3) 評価額の算定方法（資料編 p36, 37）

ア 家きん

家きんの評価方法については、「へい殺畜等手当金にかかる家畜の評価方法例について」（平成 19 年 1 月 18 日付農林水産省・安全局動物衛生課長通知）に基づき計算する。評価額の算出は防疫指針の留意事項に従い行う。

イ 汚染物品

汚染物品の評価は、購入価格または地域の平均取引価格等を参考に評価する。

(ア) 家きん卵

家きん卵は、埋却した卵数と平均卵重を乗じて埋却量とし、さらに焼却または埋却日における市場価格の平均額を乗じて評価額とする。

(イ) その他の汚染物品

飼料など、その他の汚染物品は実際の購入価格に埋却した数量を乗じて評価額とする。実際の購入価格を確認するため、購買伝票などで確認を行う。

(4) 家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、概算払いについて、動物衛生課と協議する。

13 防疫作業の一例（採卵鶏 7 万羽）

（1）殺処分作業

- ア 鶏舎ケージ内の鶏を取り出し，90 L ポリ容器（ペール）に入れる。
- イ ペール内に二酸化炭素ガスを注入，鶏を安楽死させる。
- ウ 死体，汚染物品はフレコンバックに投入。
- エ フレコンバックを埋却溝に投入。

（2）防疫措置従事者の装備

ア 着用品

- ①防護服 ②長靴 ③ゴム手袋 ④厚手の手袋 ⑤マスク ⑥帽子
- ⑦ゴーグル

イ その他

- ・防疫措置従事者は，「名前」「作業名」を防護服の胸部及び背中にマジックで記入。
- ・各作業毎にリーダーを配置し，リーダーは「リーダー」と記されたベストを着用する。



（3）殺処分に係る人員配置

- ・1次当たりの動員 120 人を 2 チームに分割して作業を実施。

（4）1 チームの殺処分に係る担当業務及び割当人数

	業務リーダー	防疫措置従事者
鶏の取り出し	1 名	14 名
運 搬	1 名	23 名
二酸化炭素ガス注入	1 名	3 名
フレコン詰め	1 名	15 名
重 機	—	1 名
合 計	4 名	56 名

<殺処分作業の流れ>



(5) 殺処分に係る各担当の業務内容について

■鶏の取り出し (15名)

ケージから鶏を取り出し、台車のペールに入れる。

[リーダーの業務]

- ①取り出し速度の指示 ②運搬者(台車)の誘導
- ③終了時刻の確認 ④鶏の取残しのチェック

[注意点等]

- ・防疫措置従事者にケージ入口の開け方、取り出し方法を説明。
- ・高床式鶏舎の通路は床が抜ける可能性があるため、一か所に作業者が集中しないように指示を出す。
- ・取り出し作業の先頭付近が、最も運搬者(台車)が滞る。

■運搬(24名)

生きた鶏及び死亡鶏を台車を用いて運搬。

[必要とする資材]

- ①台車 30台以上 ②ペール 60個以上
- ③コンテナ 30個以上 (ペール2個を収容可能)

[リーダーの業務]

運搬(台車)の誘導、指示

[注意点等]

- ・ペールの蓋に、二酸化炭素ガス注入用の穴(直径2cm)を2か所(左右対称の端)空けておく。
- ・ペール1個に投入する羽数は概ね10羽程度。
- ・容器内の鶏が飛び出さないように注意する。
- ・ガス注入の際、蓋を押さえる。
- ・ケージ内に取り残した鶏がないか確認。
- ・コンテナの利用で台車1台に、ペール2個の運搬が可能。



■二酸化炭素ガス注入・記録班 (4名)

生鶏を容れたペールに、二酸化炭素ガスを注入。

処分鶏の羽数を記録。

[必要とする資材]

- ①液化炭酸ガスボンベ (10,000羽当たりボンベ10本以上準備)
- ②注入用ホース4本 ③ホース脱着用スパナ

[リーダーの業務]

- ①運搬者(台車)の誘導 ②二酸化炭素ガス注入の確認 ③換気の確認

[注意点等]

- ・蓋に空けた穴から二酸化炭素ガスを注入する。
 - ※ 残るもう1か所の穴は排気用であるため注入時、塞がないこと。
- ・二酸化炭素ガスの注入量は、5秒間以上。



- ・ ペール内の羽数が多いと二酸化炭素ガスが十分に充満しない場合がある。
- ・ 二酸化炭素ガスの注入音が変化したら、ポンベを交換。
- ・ 鶏は二酸化炭素ガス注入後 60～90 秒間で死亡する。
- ・ 二酸化炭素ガス注入作業場は、フレコンバッグ詰め作業場からやや離れた場所に設置。ガス注入後、運搬中に鶏を安楽死させることで作業効率が上がる。

■フレコンバッグ詰め (16名)

フレコンバッグに殺処分した鶏を投入。場合により汚染物品も投入。

[必要とする資材]

- ①フレコンバッグ (規模に応じて準備)

[リーダーの業務]

- ①作業場所の確保 ②作業動線の確認 ③人員の配置
- ④作業状況の確認



■捕獲

逃げ出した鶏を網やフックで捕獲。鶏舎内外に常駐。

[必要とする資材]

- ①柄の長い網 ②フック



■重機 (1名)

農場内での重機の操作を誘導・指示。

[重機]

- ①フォークリフト ②ホイールローダー等



■サポート・消毒

発生農場における防疫作業の補助。

防疫措置従事者、運搬車両の消毒。

[必要とする資材]

- ①消毒薬 (逆性石鹼) ②動噴 2 台 ③噴霧器
- ④踏込槽 (特大) 4 つ ⑤ブラシ 6 本

[注意点等]

- ・ 消毒薬には逆性石鹼を使用。
- ・ 踏込槽は大人 2 名が同時に入れる程度の大きさ。



(6) 清掃・消毒等の作業

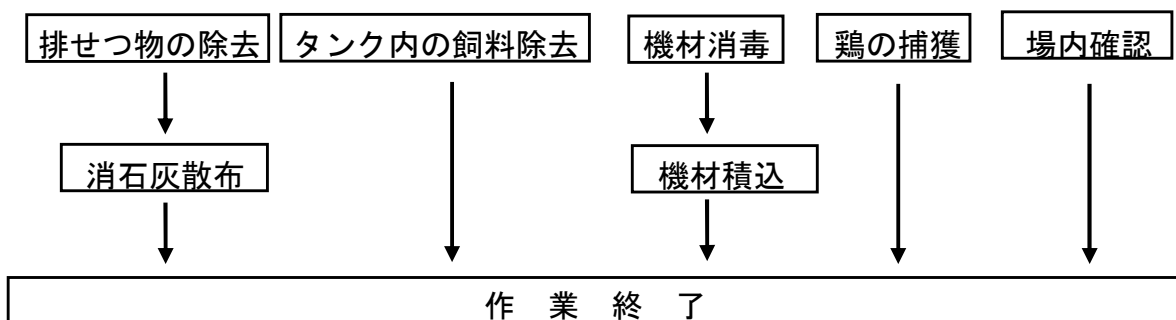
殺処分終了後に、①鶏舎内の排せつ物の除去 ②消石灰散布 ③飼料タンク内の飼料の除去 ④機材の消毒・積込 ⑤逃げた鶏の捕獲 ⑥場内の最終確認を実施。

1次動員当たりの100人を2チームに分割して作業を実施する。

<1チーム当たりの消毒・清掃等の担当業務及び割当人数>

防疫措置従事者	
排せつ物の除去	約15名
消石灰散布	約10名
タンク内飼料除去	約5名
機材消毒・積込	約10名
鶏の捕獲	約5名
場内の最終確認	約5名
合計	50名

<殺処分終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

■排せつ物の除去係 ※排せつ物は埋却

鶏舎床面の端や角など（スクレーパーで除去出来ない箇所）の排せつ物の掻き出しや、ケージ間に積もった排せつ物及び壁面の塵埃等の除去しフレコンバッグへ投入。

[必要とする資材]

- ①スコップ ②掻取り用器具（ホー）
- ③フレコンバッグ



■消石灰散布係

排せつ物除去後に水洗し、排せつ物除去後の鶏舎床面及び鶏舎間に消石灰の散布。

[必要とする資材]

- ①消石灰 ②箒 ③一輪車 ④カッター



■タンク内及び飼槽内の飼料除去係

タンク内及び飼槽内に残る飼料を評価し、フレコンバッグに投入。

[必要とする資材]

- ①一輪車等 ②重機（ホイールローダー）
③フレコンバッグ



■鶏の捕獲係

農場内や場外に逃げた鶏の捕獲，殺処分。

[必要とする資材]

- ①柄の長い網等



■場内の確認係

鶏舎内，場内を巡回し，ケージ内に取り残した鶏がないか等の確認を行い，放置された機材や資材等があれば撤収する。

■機材の消毒・積込係

動噴で器具・機材を洗浄・消毒後，搬出車両に積み込む。

[必要とする資材]

- ①動噴 ②ビニール紐



(7) 防疫措置終了後の作業

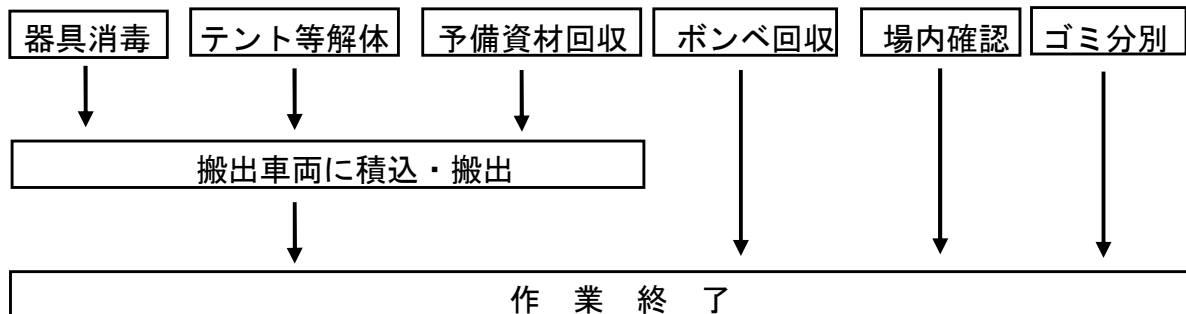
清掃・消毒作業が終了した班は防疫措置終了後の作業に移行する。割り当て人員については家畜防疫員に一任する。

実施内容：①殺処分に使用した器具・機材の消毒及びトラックへの積み込み・搬出 ②本部予備資材等回収の積み込み・搬出 ③休憩所のテント等の解体・積み込み・搬出 ④場内の最終確認 ⑤ゴミの分別等を実施し器具・機材等の撤収。

<防疫措置終了後の担当業務及び割当人数>

殺処分終了農場	防疫措置従事者
台車・コンテナ・ボンベキャリアの洗浄・消毒, 積込	約 10 名
ペール 60 個の洗浄・消毒, 積込	約 10 名
液化炭酸ガスボンベ回収・分別	約 5 名
テント等の解体, 積込	約 10 名
作業の予備資材等の回収・積込	約 10 名
場内の最終確認	約 10 名
ゴミの分別	約 5 名
トラック, フォーク担当	数名

<防疫措置終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

■器具・機材の消毒・積み込み

動噴で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。

[対象器具, 機材]

台車 30 台 コンテナ ボンベキャリア 5 台
ペール 60 個 フォークリフト用パレット等

[必要とする資材]

①動噴 ②ビニール紐 ③ブラシ



■ 液化炭酸ガスボンベ回収・分別

液化炭酸ガスボンベの回収と未使用と使用済みボンベの分別

[必要とする資材]

- ① レンチ ② ボンベキャリア



■ テント等の解体, 積込

テントの解体, テーブル, イス回収・積込み

[必要とする資材]

- ① ビニール紐 ② カッター



■ 作業の予備資材等の回収・積込

本部と鶏舎作業用の予備資材の回収・積込み

[必要とする資材]

- ① フォークリフト ② 輸送車両



■ 場内の最終確認係

鶏舎内, 場内を巡回し, 放置された機材や資材等があれば撤収する。

■ ゴミの分別

医療用廃棄物と一般廃棄物を分別

[必要とする資材]

- ① 医療廃棄物用ボックス ② 一般用廃棄物の袋
③ カッター ④ ガムテープ

(8) 防疫措置従事者の健康調査

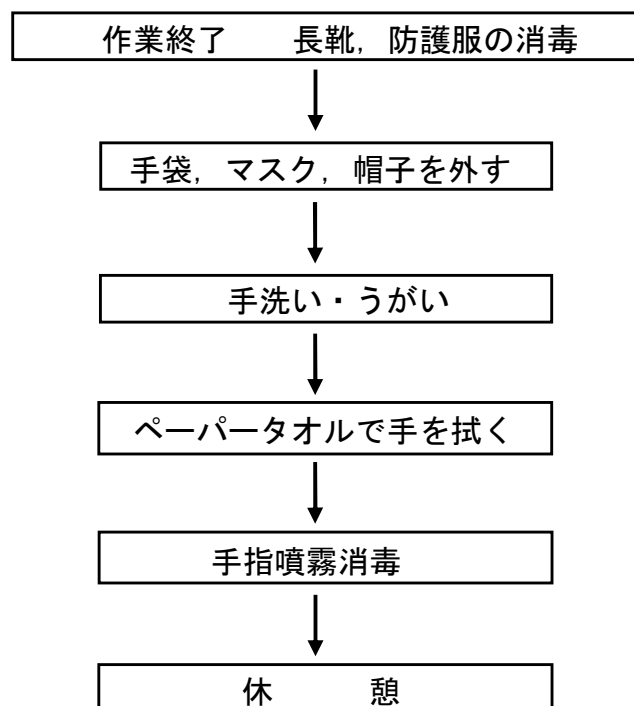
ア 現場での作業者に対する消毒等について

防疫措置従事者は、作業終了後踏込消毒を行い、再度動噴で長靴を洗浄・消毒する。

長靴等の消毒を終えた防疫措置従事者は、手袋、マスク、帽子を外し、手洗い、うがい（3回）、手指の消毒を行う。この一連の消毒は作業終了毎に毎回実施。さらに、午前・午後の作業を終え集合基地に移動・到着した時点で、再度、手洗い、うがい、手指の消毒を行う。



<防疫措置従事者に対する消毒の流れ>



■サポート班（消毒）

ペーパータオル、うがい薬の配布、手指への消毒薬の噴霧など、防疫措置従事者に対する消毒を補助する。

[必要とする資材]

- ①うがい薬 ②紙コップ ③ペーパータオル
- ④手指消毒薬 ⑤飲料用水



イ 問診等について

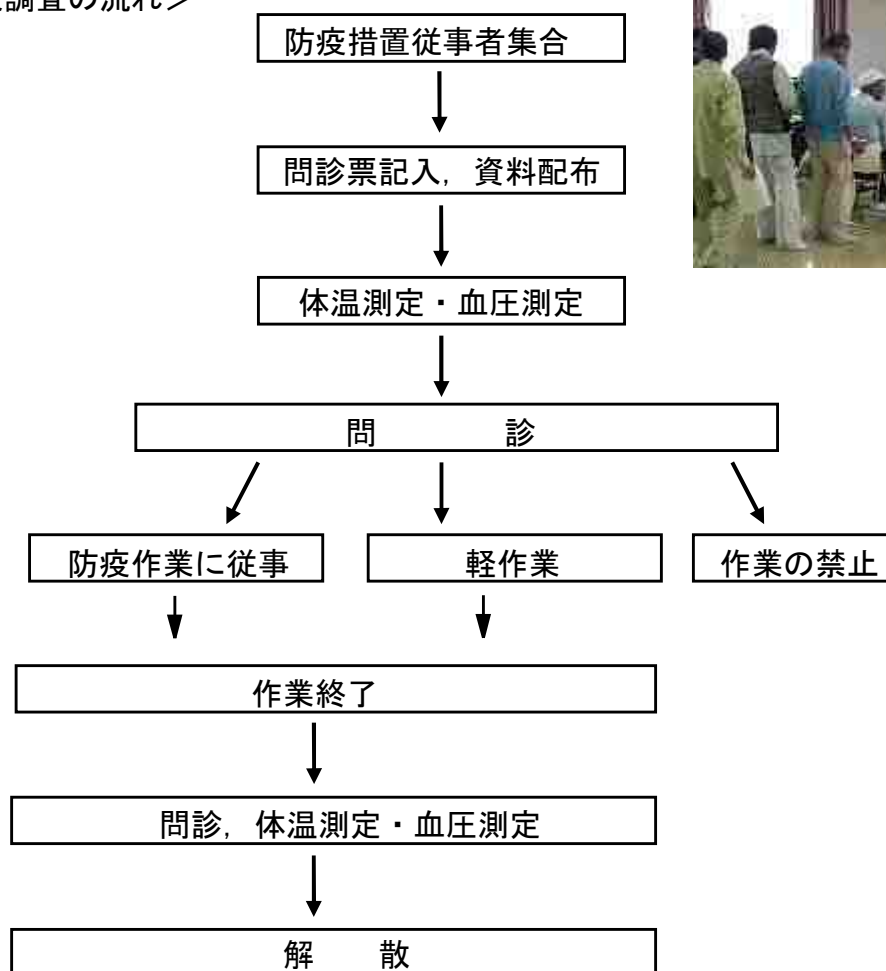
- ・場所：集合基地
- ・担当：管轄保健所

防疫措置従事者に対し、「体温・血圧測定」「問診」などの作業前及び作業後の健康調査を実施。

防疫措置従事者に対し、作業上の健康に関する注意点についての資料を配付し、作業開始前に「体温・血圧測定」、「問診」を実施。作業後にも再度「体温・血圧測定」、「問診」を行う。また、作業後の1週間は個人で体温を測定するなど、健康管理に注意するように指導。

自動血圧測定器を設置。

<健康調査の流れ>



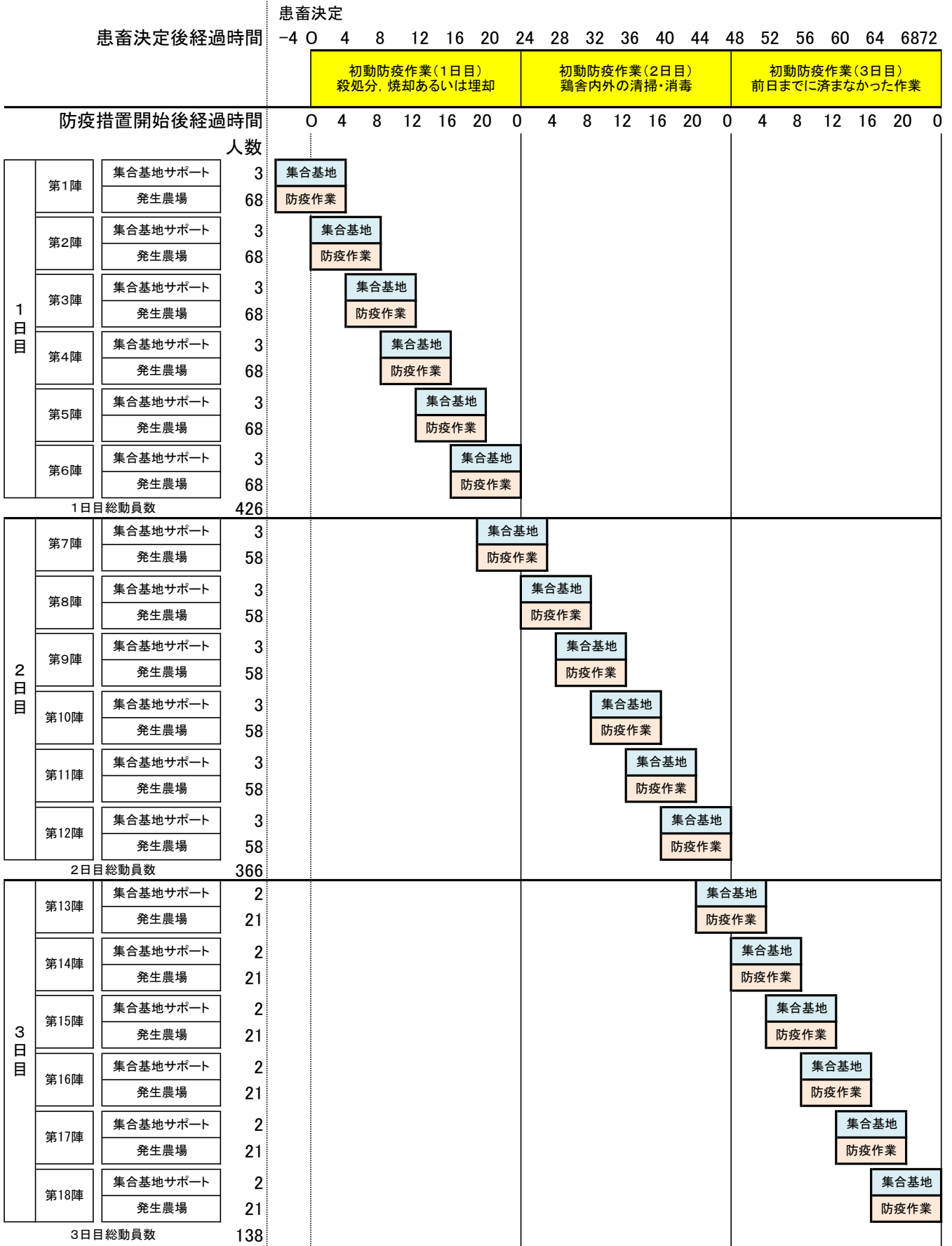
(9) その他

ア 休憩所の備品

- ①テント ②テーブル ③イス ④灰皿 ⑤マジック ⑥ゴミ箱 ⑦靴入用のビニール袋 ⑧ペーパータオル ⑨トイレ

イ 立入禁止区域に、立入禁止テープを設置。

70,000羽飼養規模 初動防疫作業 人員動員計画



14 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について

(1) 食鳥処理場で異常家きんを発見した場合

ア 食肉衛生検査所の対応

食肉衛生検査所は発生状況や出荷農場の情報を県生活衛生課に速やかに連絡し、県生活衛生課は異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺中止の指示や、国や県畜産課への報告を行う。また食肉衛生検査所は、食鳥処理場や出荷農場を管轄する家畜保健衛生所へ通報し、異常家きんの出荷農場等の情報を提供する。また、陽性であったときのための対応を行う。

イ 家畜保健衛生所の対応

食鳥処理場や出荷農場を管轄する家畜保健衛生所は、通報を受けたら直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣する。

食鳥処理場では第4の4に準じた措置として、発生状況確認と簡易検査を行い、結果を県畜産課へ報告する。

出荷農場では第4の3に準じた措置として残存鶏の検査材料採取、移動の自粛や消毒等の指導及び情報収集を行う。なお、異常家きんが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

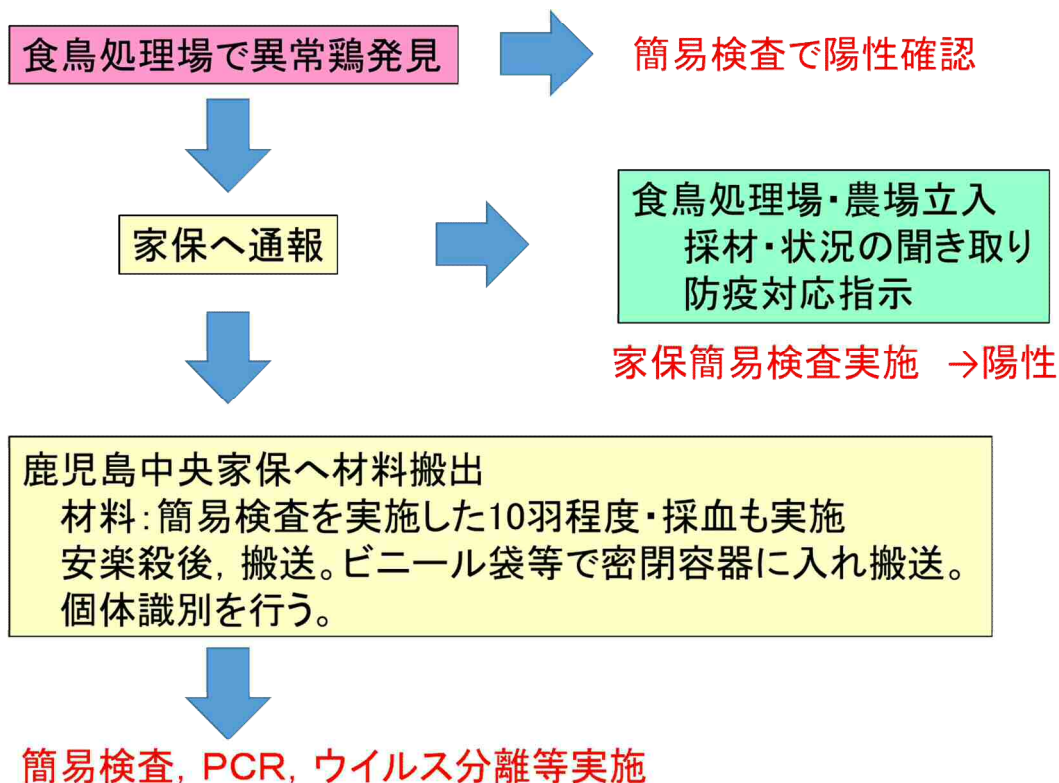
ウ 県畜産課の対応

食鳥処理場に対して第4の3の(1)のエの指導を行う。

- (ア) 県生活衛生課と協議した上で、原則として、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。
- (イ) 畜産関係車両の入場を禁止すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。
- (ウ) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (エ) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判明するまでの間は、農場等に立ち入らないこと。
- (オ) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、第4の3の(1)のイの指導を行うこと。
- (カ) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、原則として、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。

(2) 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業

家畜保健衛生所の簡易検査で陽性となった場合、家畜保健衛生所は第7の1に準じて防疫措置の準備・国への報告等を行う。食鳥処理場に搬入・出入りした車両等、殺処分羽数や汚染物品の量、食鳥処理場の建物の配置や埋却地等について調査する。



(3) 患畜または疑似患畜と決定した場合の対応

ア 食鳥処理場における防疫措置

食鳥処理場において異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合、食鳥処理場は当該処理場において第7に準じて殺処分、死体・汚染物品処分、消毒の防疫措置を行う。

(ア) 殺処分について

殺処分方法としては二酸化炭素ガスを用いて行う。作業内容は農場での作業と同様に、捕鳥・二酸化炭素ガス注入・搬出・フレコンバッグ詰めを行う。

(イ) 死体及び汚染物品の処理について

原則として埋却処理とし、方法については農場での作業と同様に行う。

(ウ) 食鳥処理場の清掃、消毒について

食鳥処理場の清掃、消毒は原則として、処理場内の生きた家きんが扱われる待機場内外については家畜防疫員の指示の元に、それ以外の処理施設内については県生活衛生課の指示の元に実施する。両部局は連携・協力して処理場内の清掃、消毒を行う。家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう

洗浄をした上で、1回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

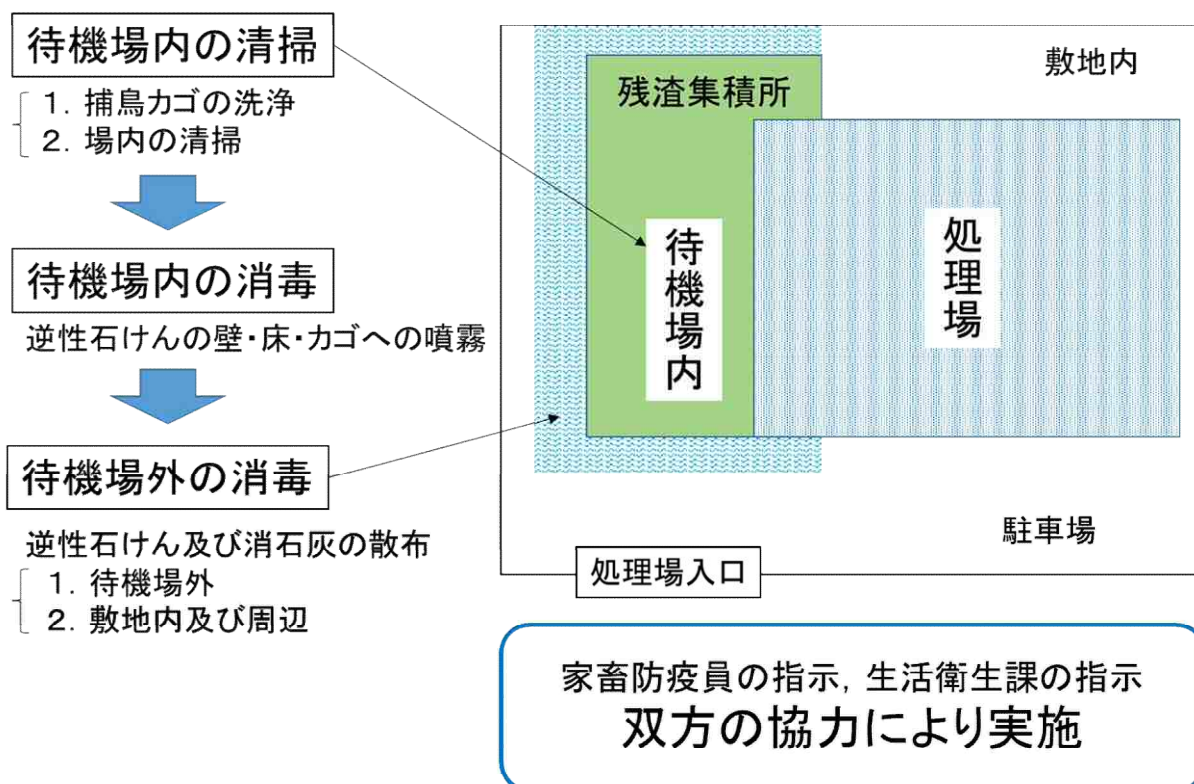
a 待機場内の清掃・消毒

待機場内の捕鳥カゴその他埋却処分できない資材については羽毛や排せつ物等をしっかりと除去しながら洗浄する。待機場内はブラシやスコップ、動力噴霧機で排せつ物等を除去・洗浄する。清掃は待機場上部から下部へ、奥から手前へ行き、ウイルスが拡散しないように慎重に行う。清掃終了後、動力噴霧機を用いて捕鳥カゴや壁、床に消毒薬を噴霧する。

b 待機場外の清掃・消毒

敷地周辺と待機場周辺に動力噴霧器等を用いて逆性石けん等を散布し、その後消石灰を散布する。

食鳥処理場における消毒



待機場内の清掃

【業務概要】

待機場内の、排せつ物や塵埃の除去・洗浄及び捕鳥カゴの洗浄

【必要となる資材】

- ① ブラシ
- ② ワイパー(スコップ)
- ③ 動力噴霧器



待機場内の清掃

【業務概要】

逆性石けんの場内及び補鳥カゴへの噴霧

【必要となる資材】

動力噴霧器



待機場外の清掃

【業務内容】

敷地周辺と待機場周辺に逆性石けんを散布。その後、消石灰を散布

【必要となる資材】

- ①動力噴霧器
- ②ポリバケツ
- ③スコップ



イ 制限区域の設定

(ア) 食鳥処理場を中心とした半径 1 km 以内の区域について、移動制限区域として設定。

(イ) 出荷元の農場を中心として半径 3 km を移動制限区域、半径 10km を搬出制限区域として設定。

ウ 消毒ポイントの設置

(ア) 食鳥処理場については食鳥処理場を中心として半径 1 km に設置する。

(イ) 出荷元の農場については半径 1 km, 移動制限区域, 搬出制限区域境界に設置する。

(4) その他の防疫措置の流れ

疑似患畜と決定された場合、原則 72 時間以内に防疫措置を終了させる。防疫措置と同時に、24 時間以内に制限区域内の発生状況確認検査を実施する。その後、防疫措置が終了してから 10 日経過した後に清浄性確認検査を行い、陰性を確認した場合に動物衛生課と協議の上で搬出制限区域が解除される。次いで、移動制限区域内のすべての防疫措置が完了した後に 21 日以上経過した後に動物衛生課と協議の上で移動制限区域が解除される。

防疫措置の流れ

